

改訂版

国立劇場の舞台技術

—伝統芸能の上演のために—



独立行政法人日本芸術文化振興会

はじめに

この冊子は、伝統芸能を上演する劇場である国立劇場大劇場、小劇場の舞台とはどのようなものか、スタッフはどのような仕事をしているのか、それを知っていただく目的でまとめたものです。

国立劇場は、平成 27 年 1 月に公益社団法人全国公立文化施設協会と共催で劇場・音楽堂等人材養成講座を実施しました。翌 28 年 1 月には、関東甲信越静岡ブロック アートマネジメント研修会を行い、その中で国立劇場舞台技術部・制作部職員による舞台技術研修会を開きました。舞台技術に関する研修は種々行われていますが、伝統芸能の舞台についてはほとんど触れられておらず、国立劇場で研修会を実施する以上、ぜひ伝統芸能の舞台技術の概要を知っていただきたいと思い、また各会館で伝統芸能の公演を行う際の注意点なども提示できればと考えました。

しかし、実際に実施してみると、さまざまな問題点がわかりました。研修時間の割に内容が多岐にわたることが大きな原因でしたが、講義する側の私たちが研修に不慣れなことも一因でした。必ずしも舞台の専門家でない方々に、わかりやすく知識を伝えるテキストが必要であると痛感した次第です。

早速テキストの作成に取り掛かりましたが、私たちが国立劇場で行っている伝統芸能の舞台技術の何を伝えるべきなのか、普段行っていることが当たり前すぎて、何をどう伝えるのがよいのか迷いました。そこで、現場の声を日本舞踊の研究家でもある阿部さとみ氏にまとめていただきました。

これが完成形ではなく、まだまだ充実させてゆかなければなりません。ご意見やご質問を頂戴できれば幸いです。いずれは、この冊子が日本全国の会館で伝統芸能の公演を実施する際のよき手引きとなってくれることを、私たち国立劇場スタッフ一同、心から願っています。

令和 2 年 3 月

改訂版発行にあたって

初版は、伝統芸能について舞台運用の側面から知っていただき、全国で行われている伝統芸能公演の、標準的な舞台運用方法を確立したいという意図で発行されました。おかげさまで、伝統芸能の舞台の実際がよく分かると評価をいただきました。今回の改訂では、初版の誤りを正すとともに、中央労働災害防止協会のご協力により、安全面での記述を大幅に拡充しました。今回もできるだけ舞台の実際に即して、わかりやすい記述を心がけました。皆様からのご意見、ご質問をお待ちしています。

令和4年6月

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事 大和田 文雄

目 次

第1章 舞台

- 1 舞台業務について・・・1
 - (1) 舞台機構の操作、備品及び楽屋
 - (2) 舞台スタッフ
 - (3) 公演種別
 - (4) 舞台業務の次世代への継承
- 2 舞台機構と保守管理・・・7
 - (1) 舞台機構
 - (2) 保守管理
- 3 舞台業務における安全対策・・・13

第2章 照明

- 1 照明業務について・・・18
 - (1) 照明業務の流れ
 - (2) 照明スタッフ
 - (3) 公演種別
 - (4) 照明業務の次世代への継承
- 2 照明機材及び設備と保守管理・・・22
 - (1) 照明機材及び設備
 - (2) 保守管理
- 3 照明業務における安全対策・・・27

第3章 音響

- 1 音響業務について・・・33
 - (1) 音響操作と効果音
 - (2) 音響スタッフ
 - (3) 公演種別
 - (4) 音響業務の次世代への継承
- 2 音響設備と保守管理・・・38
 - (1) 音響設備
 - (2) 保守管理
- 3 音響業務における安全対策・・・42

第4章 舞台監督

- 1 舞台監督業務について・・・43
 - (1) 舞台監督業務の流れ
 - (2) 舞台監督スタッフ
 - (3) 公演種別
 - (4) 舞台監督業務の次世代への継承
- 2 舞台監督業務における安全対策・・・49

第5章 舞台美術

- 1 舞台美術業務について・・・51
 - (1) 舞台美術業務の流れ
 - (2) 舞台美術スタッフ
 - (3) 公演種別
 - (4) 舞台美術業務の次世代への継承
- 2 舞台美術業務における安全対策・・・65

第6章 伝統芸能の舞台と安全

- 1 舞台の安全管理体制・・・66
 - (1) 総括安全衛生管理者
 - (2) 舞台安全管理者
 - (3) 公演安全責任者
- 2 舞台の安全に関する協議・・・71
 - (1) 舞台安全保持委員会
 - (2) 舞台整備会議ほか
- 3 舞台の安全教育・・・73
- 4 伝統芸能と安全のこれから・・・74

第1章 舞台

国立劇場には伝統芸能に特化した大小二つの劇場があり、伝統芸能を行う劇場として優れた舞台機構を備えています。

大劇場のプロセニウムアーチ（額縁部分）は、間口^{まぐち}22m、観客が普段見る舞台の奥行^{おくゆき}は、約 13.5mです。実際の舞台全体の大きさは、間口約 60m、奥行約 27mで、演技面積の約 6 倍の広さがあります。高さについても、プロセニウムの高さ 6.3mに対して、舞台の高さは 19mあります。

この大きな空間には柱が 1 本もありません。これは大劇場が数場面、多い時は十数場面の舞台装置を組みあげたまま収納することを考えて設計されているからです。

さらに大劇場は大きな廻り^{まわ}舞台、多彩な迫り^せ機構（舞台床昇降機構）、多数のバトン等を擁する吊物^{つりもの}機構、花道^{はなみち}などを備えています。これらの舞台機構を使って、舞台上で芝居が行われている間に、観客から見えない舞台裏で、限られた時間内にスタッフが次の場面の仕込みを行うことで、ダイナミックな舞台転換が可能となっています。

小劇場の舞台は大劇場の 3 分の 2 程度の空間です。文楽（人形浄瑠璃）はもちろん、歌舞伎、舞踊（日本舞踊）、邦楽、雅楽、声明、民俗芸能といった国立劇場が自ら主催する公演で上演される全ての伝統芸能に対応できる劇場空間となっています。大劇場と同様に廻り舞台、迫り機構、吊物機構、花道といった舞台機構も備えています。

最大の特徴は、文楽の公演のための舟底^{ふなぞこ}と出語り^{でがた}床^{ゆか}という舞台機構があることです。これによって国立劇場小劇場は、文楽の、東京における保存・振興の拠点としての役割を果たしてきました（17 頁「国立劇場大劇場・小劇場概要」参照）。

1 舞台業務について

国立劇場における舞台業務は、大劇場と小劇場の舞台機構を運用していくことを中心として、そのほかに備品管理、楽屋管理などが含まれます。

国立劇場の舞台業務を行う部署は舞台技術部舞台課です。舞台課は、大劇場舞台係と小劇場舞台係に分かれていますが、基本的な業務内容にあまり変わりはありません。ただし、運用する舞台の大きさが異なりますので、大劇場と小劇場の業務は感覚的には大きな違いがあります。また大劇場は歌舞伎公演が中心で、小劇場は文楽公演が中心であるという点も異なります。

(1) 舞台機構の操作、備品及び楽屋

① 舞台機構の操作・指示

吊物、迫り、廻り舞台などの舞台機構の制御は電氣的な操作で行います。これらの舞台機構を使用して大道具など舞台装置の場面転換を行う際には、トランシーバー又はインターカムを通じて、機構の間近で指示を出す舞台上の指示者と操作室内の操作卓オペレーターとが1対1で連絡を取り、ほかに数人の安全確認要員を配置します。花道



大劇場 舞台操作卓

にあるスッポン迫り（9頁参照）は操作卓が独立しているので、使用する際には、別途オペレーター及び安全確認要員を配置します。一人一人のちょっとした油断や判断ミスが、人命に関わる大事故につながるため、常に緊張感を持って舞台機構の指示・操作を行い、十分な安全確認を行うことが必須です。

② 備品管理

国立劇場の主催公演で使用する舞台装置は公演の都度、契約先の大道具製作会社に依頼して製作し、公演が終わると返却します。しかし、舞台装置本体以外の屏風や幕類、敷物、^{ひらだい}平台、^{しよきだい}所作台などは劇場が所有し、多くの公演で使用しています。これらは舞台備品として扱い、その管理も舞台業務の一つです。舞台課の職員は日頃より各備品の状態を把握して、適切かつ計画的にこれらの備品を更新します。

【 屏風 】

「屏風」は、主に日本舞踊の公演、邦楽の演奏会などで舞台装置として飾られ、演目や曲調、演出等により、金、銀、鳥の子などの屏風を使い分けます。



金屏風



銀屏風



鳥の子屏風

【幕】

舞台ではさまざまな「幕」が使用され、大きな舞台効果を上げています。中でも歌舞伎のシンボルとなっている三色の縦縞の「定式幕」はその代表です。



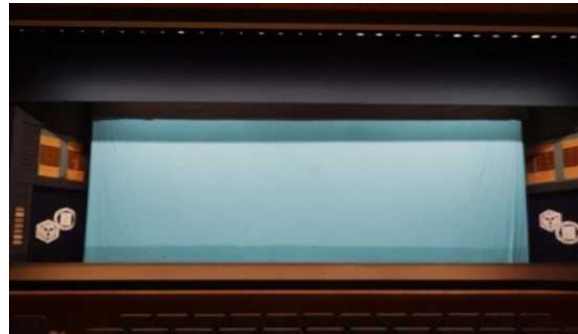
定式幕

ごく薄い藍色の「浅葱幕」は、「振り落とし」「振り被せ」という手法を用いて舞台全体を一瞬で見せたり、隠したりします。定式幕を開閉したり、緞帳を昇降したりせずに舞台転換を行う時に用います。また歌舞伎の場合は、場面と場面をつなぐ短い芝居を浅葱幕の前で行ったり、文楽の場合は、一日の公演の開幕前に、舞台を清めるために行う「三番叟」の背景として使用したりします。



黒幕（暗転幕）

これは江戸時代に、幕府の許可を得た芝居小屋「江戸三座」（中村座、市村座、森田座）でのみ使用された引幕で、国立劇場は市村座の幕を踏襲し、下手（客席から向かって左側）から黒・萌葱・柿色の配色です。開閉は「幕引き」と呼ばれる人が手動で行い、歌舞伎の場合は通常下手から上手（客席から向かって右側）に開け、上手から下手に閉め、文楽の場合はその逆に開閉します。



浅葱幕

「黒幕」は、文字通り黒い布のことで、小さいものは登場人物を隠す「消し幕」、大きいものは夜を表すための「背景幕」として使用します。黒幕の一つに「暗転幕」があります。照明により舞台・客席の明かりをフェードアウトし、次の場面に転換する時、この「暗転幕」を降ろして遮蔽し、客席は暗いまま、舞台の中は一旦明かりを点けた状態で舞台転換を行います。

「 Horizont幕」は、舞台の後方にある白い大きな幕です。国立劇場には「大 Horizont幕」と「中 Horizont幕」があり、背景として用いています。一般的には「空」を表します。



Horizont幕（照明で青く染めた場合）

【毛氈】

「毛氈」は、長唄、常磐津、清元などの地方（伴奏）演奏者が座る山台（演奏台）に掛けたり、出囃子、琴、笛などの演奏者の下に敷いたりする布で、演目や曲調、演出等により色を変えます。また、歌舞伎や日本舞踊などでは、後見（縁者を補佐する役）が人物の着替え、出入りを隠す時などに緋毛氈を使用することがあり、これを「消し毛氈」と呼んでいます。



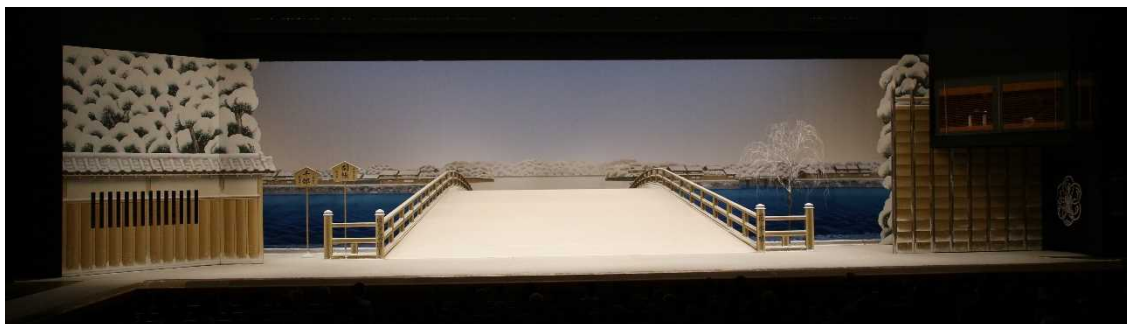
（上から）緋毛氈
紺毛氈
茶毛氈

【地絁】



赤地絁

「地絁」は、舞台床などに敷く布で、赤、鼠、黒、茶などの色があります。雪の場面では真っ白な地絁を敷き、雪が積もった地面を表します。これを「雪ぬの布」とも呼びます。



雪布 ※国立劇場公演記録写真（平成 28 年 12 月歌舞伎公演）

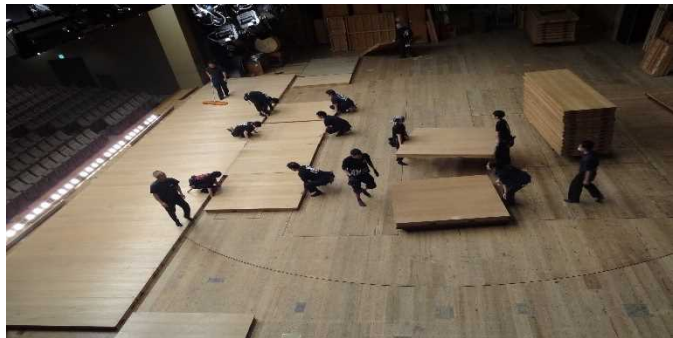
【所作台】



所作台 (写真は2台)

「所作台」は、舞台床の上に敷く檜の天板で作られた台のことで、国立劇場では尾州檜(木曾檜)のものを使用しており、一台の寸法は、長さ12尺(3m64cm)、幅3尺(91cm)、厚み4寸(12cm)です。

歌舞伎の「所作事」(歌舞伎公演で舞踊の演目や舞踊の場面のこと)や日本舞踊を行う時に、舞台全面に敷き詰めます。このような舞台を「所作舞台」と呼びます。所作台の裏側を見ますと、天板と根太の間にほんの少し隙間があり、クッション性を確保するとともに、足拍子の音がよく響くように工夫されています。



所作台を敷き詰める様子

【大臣囲い】

上手及び下手にある黒塗りの囲いのことです。上手側は下に幕が吊るされており、これを揚幕といい、役者の出入りに使われます。上に御簾が下がっているところは「床」といい、歌舞伎公演で「竹本」(歌舞伎における義太夫節の呼称)を演奏する場所です。

下手の格子窓の中に簾が掛けられているところは「黒御簾」といい、芝居の進行に合わせて長唄などの音楽や効果音を演奏する場所で、唄、三味線、笛、小鼓、大鼓、太鼓、大太鼓の演奏などが行われます。

(ホリゾント幕)



③ 楽屋業務

楽屋業務は、主に楽屋管理、楽屋口の受付、楽屋への給湯・給茶などです。そのほか
に主催公演に関わる荷物の管理、消え物（舞台上で使用する食品）の発注、歌舞伎にお
ける「床」（5頁参照）の御簾の開閉、拵え場（歌舞伎俳優が楽屋へ戻らず、舞台の大
道具裏などで扮装を変える必要がある場合に、姿見、照明、上敷などを設けた場所）
の設置及び撤去など、多種多様で幅広い業務をこなします。

（2）舞台スタッフ

舞台業務の職員は大小劇場合わせて9名、協力会社の常駐員は4名が基本で、さらに
大劇場1名、小劇場1名の舞台機構保守員が常駐保守に従事しています（令和4年6月
現在）。そのほかに公演に合わせて舞台スタッフの人員を増員しています。これらの人
員で前述の舞台機構の操作・指示のほか、幕類・舞台備品の整理や修繕などを行って
います。楽屋業務にも、職員1名のほか、協力会社の常駐員が数名従事しています（令
和4年6月現在）。

（3）公演種別

① 主催公演

国立劇場が自ら主催する公演で、歌舞伎、文楽、舞踊、邦楽、雅楽、声明、民俗芸能、
琉球芸能などのジャンルがあります。歌舞伎と文楽は、2週間から3週間程度行われる
ので長期公演、その他の公演は、1～3日行われるので短期公演と呼んでいます。事前
に行われる会議で決定された道具帳及び平面図（57頁参照）を基に、舞台監督・舞台
美術が発注する大道具、小道具以外の必要なものを揃え、また舞台機構の制約の中で安
全に場面転換ができるかなどの舞台美術進行を考えます。

② 貸劇場公演

舞台課職員が主体となって、貸劇場公演の主催者及びその関係者、舞台スタッフと打
合わせを行い、貸劇場公演用の道具帳を作成します。なお備品にない新規の道具が必要
な時は、主催者が大道具製作会社に発注します。さらに照明、音響などの各部署と仕込
み、転換、バラシ（撤去）などの段取りについて調整します。公演当日は主催者が依頼
した舞台監督や大道具製作会社の大道具転換要員と共に、舞台機構操作などの舞台美術
進行に携わります。

③ 公演以外の催事

国立劇場では、文部科学省の叙勲勲章伝達式などの各種催事にも劇場施設を貸し出しています。また、観客会員組織であるあぜくら会の会員のための舞台見学や公演宣伝のための取材などで、舞台機構を使ったデモンストレーションなども行っています。

(4) 舞台業務の次世代への継承

若手職員がたくさん経験を積むことが最も重要であり、日々の業務の中で多種多様な技術を身につけていきます。3年程度の見習い期間を経て、比較的容易な公演から担当します。また、ベテラン職員の補佐について勉強する場合があります。その後、本人の舞台業務に対する技術的習熟度に従って、より難易度の高い公演を担当していきます。一人で担当することが困難と思われる公演では、ベテラン職員が補佐についてフォローします。

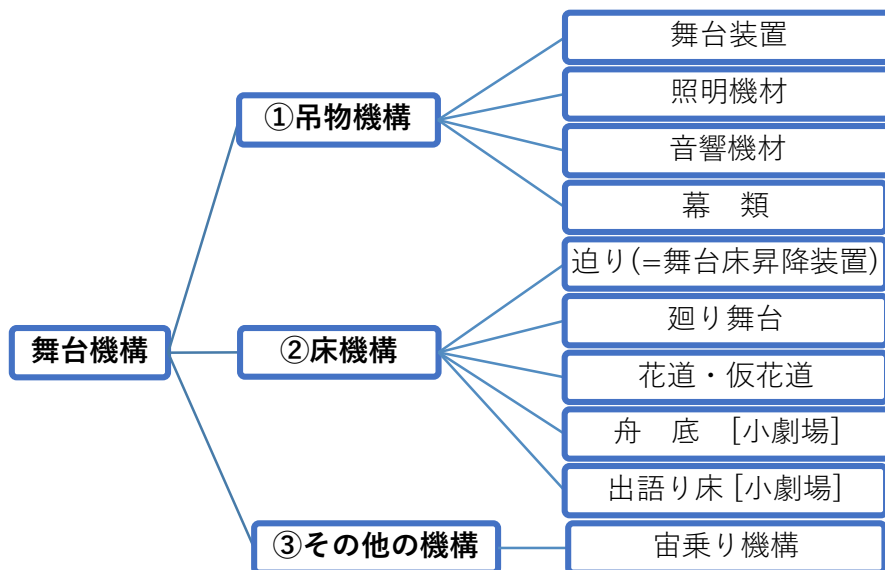
こうした経験を積み重ねて、10年ほどで一人前になります。しかし、さらにさまざまな舞台経験を積み舞台業務全般に精通することによって初めて、周囲から信頼を得られるようになります。現場の経験を積むことで、先輩から後輩へ確実に技術が継承されるよう、人材育成を行っています。

2 舞台機構と保守管理

(1) 舞台機構

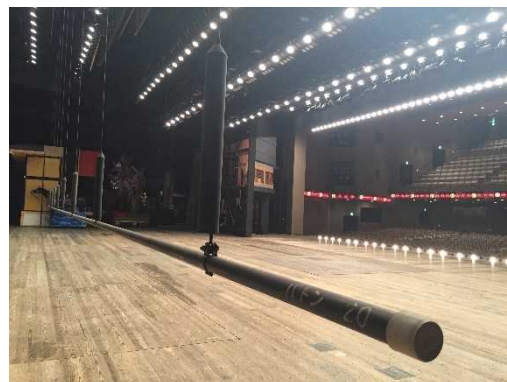
国立劇場（大劇場・小劇場）の舞台機構は以下の図の通りです。

① 吊物機構



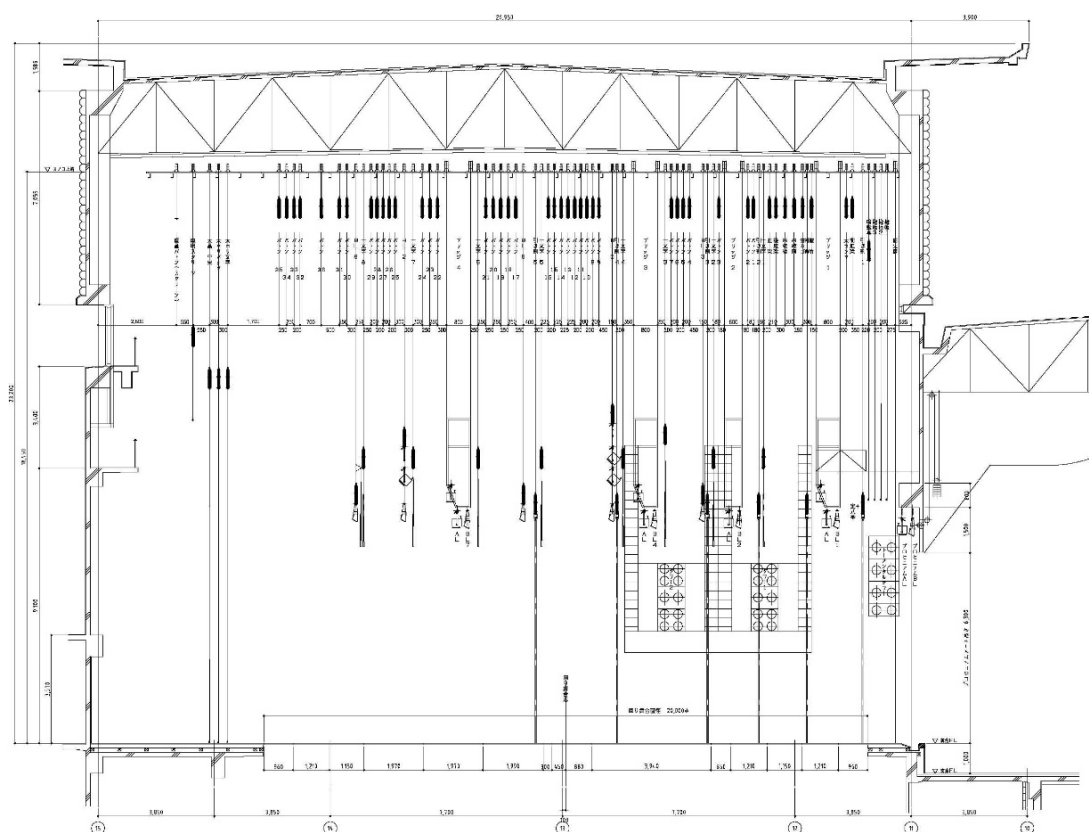
吊物機構とは、舞台上部の天井（スノコ）からバトンと呼ばれる鉄管を吊り、それを昇降させる機構です。バトンには舞台装置や照明・音響機材、幕類等を吊ります。

大劇場の舞台には本舞台 36 本の美術バトン、20 本の照明バトン、上手下手袖 31 本の仮吊りバトン、その他の吊物等を含め 138 本の吊物機構が設置され、場面転換の多い歌舞伎公演の大道具を吊るほか、定式道具の仮吊り保管を行っています。



大劇場 吊物バトン

また小劇場の舞台には本舞台 17 本の美術バトン、13 本の照明バトンを含む 55 本のバトン、4 本の仮吊りバトン、その他の吊物等を含め 60 本の吊物機構が設置され、文楽公演の大道具を吊るほか、定式道具の仮吊り保管を行っています。



大劇場 本舞台 吊物断面図

② 床機構

【 迫り（舞台床昇降機構） 】

迫りとは、舞台に設置されたエレベーターのように昇降する機構です。大劇場には舞台に 17 台、花道に 2 台（通称：スッポン）、合計 19 台の迫りが備わっています。大きさは大小さまざまですが、一番大きなものが間口 15.14 m、奥行 3.94 mあり、舞台面から下に 6.7m、上に 3.6mまで昇降が可能です。



大劇場 迫り（上昇時）



大劇場 迫り（左：下降中）
（右：下降時）

俳優の出入りや道具転換のほか、大道具の一部にもなります。また国立劇場の搬入口は地下にあるため、地下から舞台上への搬出入にも使用されます。

小劇場にも同様に舞台に 11 台、花道に 2 台（通称：スッポン）、合計 13 台の迫りが備わっています。一番大きなものが間口 9.4m、奥行 1.97 mあります。



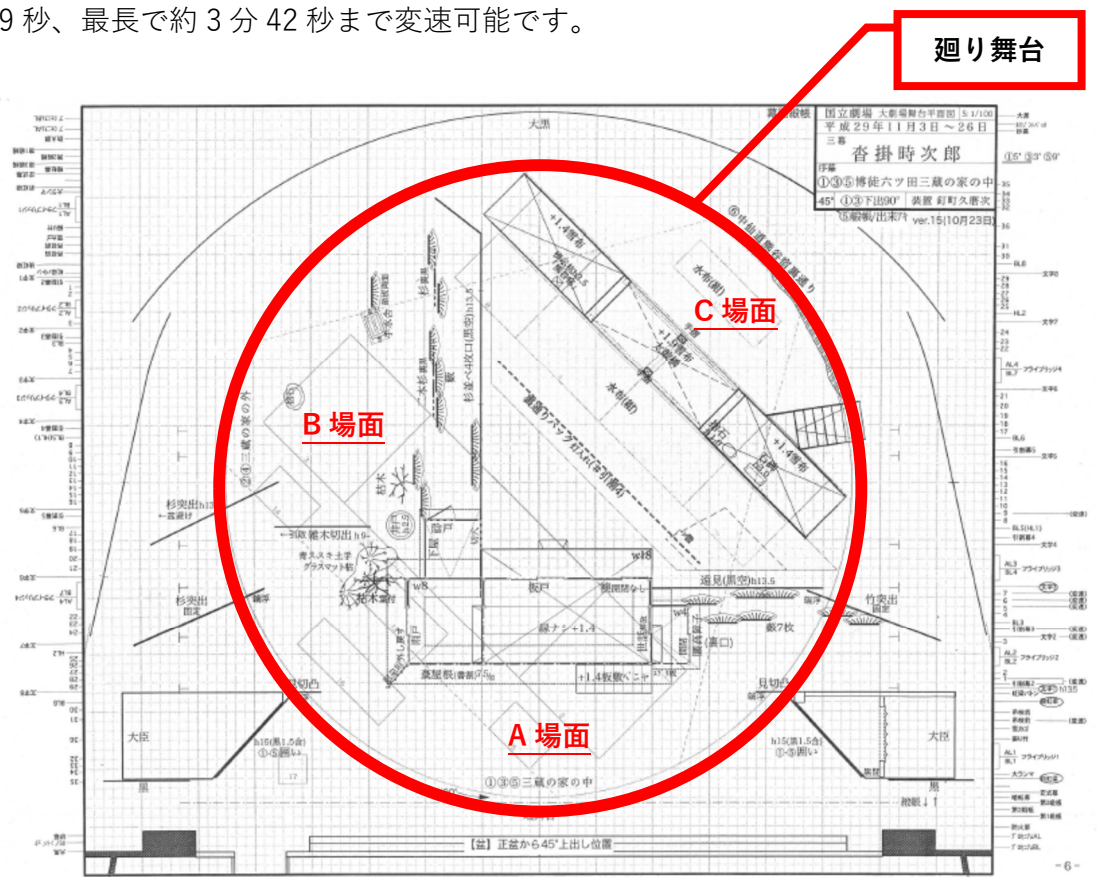
大迫り内における^{やたい}屋体の建て込み

【 廻り舞台（^{ぼん}盆） 】

舞台床の回転機構である廻り舞台を通称「盆」と呼びます。主に場面転換のための機構です。大劇場の盆は直径 20mの大きさです。江戸時代には人力で動かしていましたが、現代ではコンピューター制御による電動で、回す角度は基本的に 1 度単位で自由に設定ができ、速度は半周（180 度）を最短で約 40 秒、最長で約 2 分 22 秒まで変速可能です。歌舞伎の場合、場面ごとにたくさんの舞台装置を速やかに転換することが必要なため、舞台の表側で芝居が行われている間に、裏側で次の舞台装置を準備しておきます。

そして舞台を半周（180度）回転させることにより、転換をスムーズに行います。90～120度ずつ回転させる「三方飾り^{さんぼう}」という飾り方もあります。

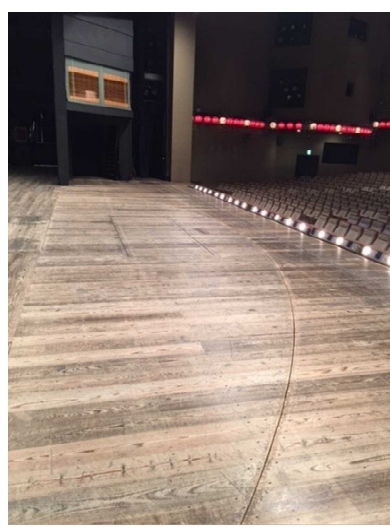
また小劇場の廻り舞台（盆）は、直径12.72mで、速度は半周（180度）を最短で約39秒、最長で約3分42秒まで変速可能です。



三方飾り（90～120度）平面図



大劇場 廻り舞台（破線部分）



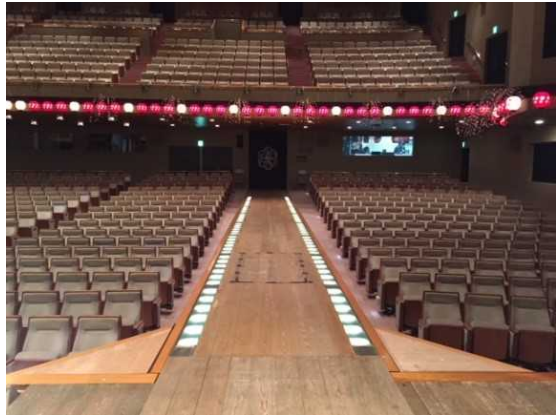
大劇場 廻り舞台 舞台前

【 花道・仮花道 ^{かり} 】

歌舞伎の舞台に欠かせないのが、客席を縦断する花道です。大劇場の花道は全長19.27m、小劇場の花道は全長18.10mです。観客が出演者を間近で見られるだけでなく、舞台の延長として廊下や道、あるいは海上にもなる柔軟性に富んだ空間です。



大劇場 仮花道



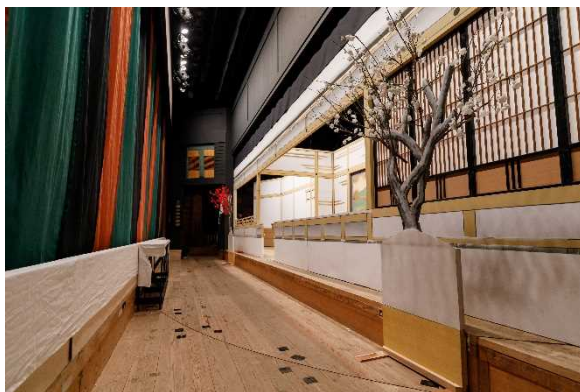
大劇場 本花道

花道の突き当たりには鳥屋^{とや}と呼ばれる場所があり、揚幕というカーテン式の幕により仕切られています。この揚幕は、各劇場の紋が染め抜かれており、国立劇場では劇場の紋章である「楽天女^{がくてんにょ}」です（上手の大臣囲いの揚幕にも染め抜かれています）。登場人物の出入りの際は、この揚幕を「シャリン」と鳴らして開閉し、観客の耳・目を集めます。大劇場では、本花道と対称の位置に仮花道の設置が可能です。



揚幕（楽天女の紋）

【 舟底 】



小劇場 舟底

舟底とは、舞台面を凹ませた舞台床のことで、文楽を上演する小劇場に備えられています（大阪の国立文楽劇場にもあります）。舞台上には約48cmの高さの手摺^{てすり}と呼ばれるパネルを舞台幅一杯に立てます。手摺に地面を描いてある場合には、客席から見ると、人形の足がちょうど地面に着いているように見えます。

【 出語り床 】

出語り床とは、舞台に向かって右側(上手)に設置された特別な張り出し舞台のことで、文楽を上演する小劇場に備えられています(大阪の国立文楽劇場にもあります)。文楽の太夫(語り手)と三味線弾きがこの出語り床に座り、演奏します。

出語り床は小さな廻り舞台になっており、手廻しでクルッと床を廻して、太夫と三味線を交替させます。



小劇場 出語り床

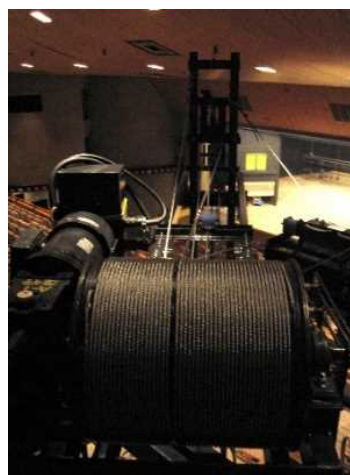
③ その他の機構

【 宙乗り機構(仮設) 】

大劇場には、俳優が空中を飛ぶための宙乗り機構があります。舞台上を飛ぶための機構も備わっていますが、それとは別の、客席上空を宙乗りするための機構です。一般的に行われる下手から下手(花道上)の移動だけでなく、上手から上手、下手から上手や上手から下手への筋交いの宙乗りなど、客席上の空中を幾通りもの方向に飛べるよう機構を設置でき、多様な宙乗り演出に対応できるようになっています。



宙乗り機構
(試験走行・昇降風景)



宙乗り装置(上手客席側)

(2) 保守管理

公演等の舞台運営を安全にまたスムーズに行うため、日々の点検は欠かせません。これまでに述べてきた舞台機構装置から各種舞台備品まで、安全性を確認して公演に臨んでいます。特に舞台機構については専門会社に委託して、公演時の機構稼働中の常駐保守や、大劇場においては年に12回、小劇場では年に8回の定期保守点検を行うほか、年に2回の舞台整備期間を設け舞台機構設備の更新工事を行い、常に最良の状態を維持しています。

3 舞台業務における安全対策

舞台業務をはじめ、照明・音響・舞台監督・舞台美術を含む各作業に際しては、あらかじめ定められた現場責任者が人員配置を行い、特に、危険を伴う作業に際しては、作業前ミーティングを実施し、①作業内容の事前説明・注意事項等の周知徹底、②作業位置や人員配置の決定、③安全保護具（墜落制止用器具・ヘルメット着用等）の確認等を行います。作業員は、作業ごとに作成された安全マニュアル（作業手順書）を順守し、定められた人員配置のもと、現場責任者の指示に従って作業を実施します。作業中は、複数の人数で行い相互に確認し、常に注意を喚起するとともに、作業員各自が危険な作業は1人では行わないことを十分認識して作業にあたることを徹底しています。

なお、国立劇場大劇場、小劇場では、夏季・冬季の年2回の舞台整備期間を設けて、集中的に機構や設備のメンテナンスを行います。要求性能墜落制止用器具や、墜落時保護用／飛来・落下物用兼用ヘルメットについては、摩耗・損傷の有無、耐用年数等について舞台整備期間ごとに確認し、常にその性能が保たれるよう図っています。

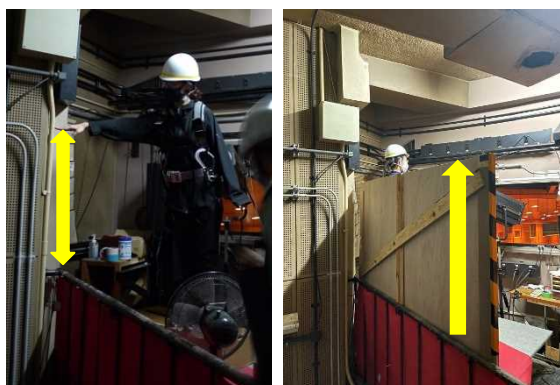
現在の国立劇場大劇場、小劇場は、開場から55年以上（令和4年6月現在）を経た建物で、一部では開場当初の設備がそのまま使用されています。経年劣化に十分注意を払って保守管理を行うのはもちろんのこと、現行の法令に照らして安全面からの支障がないかなど、第三者機関の意見も聴取しつつ、多角的に検討を行っています。ここでは、具体的な事例に沿って、法令に即した改善事例をご紹介します。

【 事例1 】

労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則では、架設通路のうち「墜落の危険のある箇所」には以下の設備を設けることとされています。

- ・高さ八十五センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備
[第552条第1項第4号イ]

つまり、作業員が墜落する可能性がある場所の手すりは85cm以上の高さが必要です。ただし、現在の国立劇場大劇場、小劇場は開場当初の55年以上前の基準に基づいて設計されていることから、そのような箇所については、手すりの高さをかさ上げし、85cm以上とすることで作業員の安全を確保しています。



実施前（左）と実施後（右）

写真のように、付近で常時作業台を使用するために作業員の足元から手すり上部までの高さが85cmに満たない箇所については、手すりに沿わせる形で木板を固定し、作業員の墜落を防いでいます。

【 事例2 】

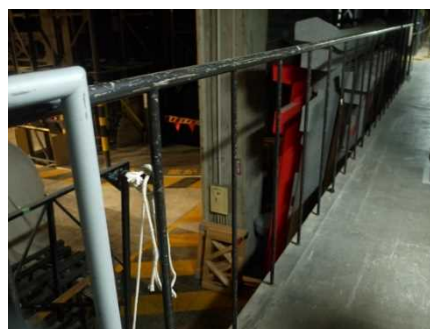
労働安全衛生規則では、規定の高さの手すりに加え、以下の設備が必要であるとされています。

- ・高さ三十五センチメートル以上五十センチメートル以下の棧又はこれと同等以上の機能を有する設備 [第552条第1項第4号ロ]

これを、^{なかざん}中棧と呼んでいます。

舞台の地下部分には、出演者が迫りに乗って舞台上に登場する際に、迫りに乗り込むための中地下階があります。限られた出演者と、専門の技術者以外は立ち入ることのない場所ですが、万が一棧と棧の間を通り抜けてしまうと、約3m下の奈落まで墜落する危険性があります。

そこで、これを防止するために、写真のように材木をし字ボルトで固定することで、中棧を設置しました。



実施前（中棧がない状態）



実施後

【 事例3 】

中棧を設けた場合も、例えば床面で滑って、足の先から中棧の下を通して墜落する可能性がないとは言えません。また、作業に使用する工具等を持ち運んでいて、手すりの間から誤って落とし、下の階の人／物に当たる事故も考えられます。

労働安全衛生規則では、高さ2 m以上の作業場所の作業床について、以下の設備が必要であるとされています。

- ・作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ十センチメートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備（以下「幅木等」という。）を設けること。（以下略）
[第563条第1項第6号]

吊物機構や照明機材を取り扱う技術者が作業を行うため、舞台面の上部に上がる階段の手すりも、【事例2】でご紹介した箇所と同様に縦の棧の幅が広く、中棧・幅木がない状態で設計されていました。舞台面から数メートルの高さに及ぶこの場所から、舞台上に工具等が落下した場合、大事故に繋がりがねません。そこで、材木製の幅木に加え、手すり全体を防火性のネットで覆い、結束バンドで固定することで、安全を図っています。



防火ネットと材木製の幅木

【 事例4 】

労働安全衛生規則では、開口部等については、原則として囲い等を設けることとされています。

- ・事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。[第519条第1項]

国立劇場大劇場、小劇場の搬入口は奈落にあります。そのため迫り機構は、舞台上の演出だけでなく、搬入口から舞台への舞台備品や舞台装置等の搬出入にも使用されます。

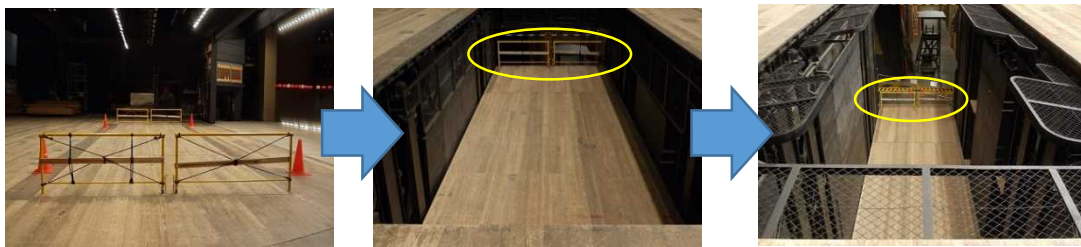


着脱式手すり

(上：1台)

(下：使用時の様子)

迫り機構は、舞台床の一部が昇降するものです。迫りが下降する際、舞台の前方・後方にあたる側は機構に覆われており、落下の危険性はありませんが、舞台の上手・下手にあたる側は開口部となります。そこで、舞台床に開けられた穴に差し込む形の着脱式手すりを、迫りの両端に設置できるようになっています。搬出入時に設置することで、作業員の墜落や運搬物の落下を未然に防ぐことができます。



舞台の安全を保持するためには、以上のようなリスクアセスメントに加え、作業を行う一人一人が危険予知を行うことが大切であり、ハード・ソフトの両面から、安全対策を進める必要があります。

公演ごとに変わる舞台装置や演出に対応しつつ、日々安全に舞台を運営するためには、各作業に潜む危険を予測しながら作業に臨む必要があります。危険を伴う作業に対してリスク低減措置を講じるだけでなく、リスクとなりうる危険な作業自体を見直すことも効果的です。

例えば、「高所にある吊物機構に機材等を設置する」という作業工程について、「脚立や高所作業台を使用する」という作業方法を選択した場合、安全対策を施したとしても、高所作業自体が潜在的なリスクを伴います。そこで、「吊物機構を舞台面まで下げて、舞台面で作業する」という作業方法を選択することでリスクを大幅に低減することができます。

舞台の現場では、複数のセクションが限られた時間の中で同時に作業を行います。より安全な作業方法を選択するためには、各セクションで安全に対する共通理解を持ち、相互に協力することが不可欠です。

国立劇場大劇場・小劇場概要

	区 分	大 劇 場	小 劇 場	
客 席	総席数	1,610 席	590 席	
	花道設置時	1,520 席	522 席	
	両花道設置時	1,466 席	-	
	出語り床設置時	-	560 席	
舞 台 設 備	プロセニウム間口	22.00m (12 間 6 寸)	13.60m (7 間 2 尺 9 寸)	
	プロセニアムの高さ	6.30m (3 間 2 尺 8 寸)	5.50m (3 間 1 寸)	
	舞台の奥行	26.95m (14 間 4 尺 9 寸)	19.25m (10 間 3 尺 5 寸)	
	スノコの高さ	18.95m (10 間 2 尺 5 寸)	16.10m (8 間 5 尺 1 寸)	
	花道 (可動式) の長さ	19.27m (10 間 3 尺 6 寸)	18.10m (9 間 5 尺 7 寸)	
	奈落の深さ	6.70m (3 間 4 尺 1 寸)	6.70m (3 間 4 尺 1 寸)	
	廻り舞台	直径 20.00m (11 間) 回転速度 180° (半回転) あたり 最高 40 秒 最低 2 分 22 秒 (速度設定可)	直径 12.72m (7 間) 回転速度 180° (半回転) あたり 最高 39 秒 最低 3 分 42 秒 (速度設定可)	
	大迫り	15.14m (8 間 2 尺) × 3.94m (2 間 1 尺) × 1 台 (3 分割)	9.40m (5 間 1 尺) × 1.97m (1 間 5 寸) × 1 台	
	中迫り	13.00m (7 間 9 寸) × 3.94m (2 間 1 尺) × 1 台 (8 分割)	8.48m (4 間 4 尺) × 3.03m (1 間 4 尺) × 1 台 (6 分割)	
	小迫り	6 台	4 台	
	スッポン迫り	2 分割 1 台	2 分割 1 台	
	吊 り 物	緞帳	3 張	3 張
		一般バトン	36 本	17 本
		照明バトン	20 本	13 本
	その他	下座、ちょぼ床	出語り床、舟底	
	楽屋	和室 25 室	和室 10 室、特別洋室 1 室	
その他設備	衣裳部屋、床山部屋、小道具部屋			

第2章 照 明

国立劇場大劇場は大きな廻り舞台、多彩な迫り機構、多数のバトン等を擁する吊物機構などを備え、歌舞伎を中心に公演が行われています。小劇場は、大劇場の3分の2ほどの空間で、文楽（人形浄瑠璃）、歌舞伎、舞踊（日本舞踊）、邦楽、雅楽、声明、民俗芸能といった国立劇場の主催公演で行う全ての伝統芸能に対応できる機能性の高い劇場空間となっています。

こうした広大な空間や多彩な舞台機構に対応できるように、国立劇場の照明設備は設けられています。これらの設備を駆使して、照明プランを作り、操作するのが照明係の仕事です。

1 照明業務について

国立劇場の照明業務は、大劇場と小劇場の照明設備を運用して、公演の照明をすることを中心として、そのほかにも備品や設備の安全管理など多岐にわたります。

大劇場の歌舞伎公演と小劇場の文楽公演では、舞台や大道具の大きさが異なり、感覚的に多少の違いはありますが、基本的な業務内容はほとんど変わりません。

業務内容は、大きく分けて照明担当者（照明デザイナー）の作業（＝プラン）、照明オペレーターの作業（＝操作）、ステージワークの三つがあります。照明担当者は主に照明係の職員が、照明オペレーターやステージワークは主に協力会社スタッフが担当しています。照明担当者は照明のプランを作成し、舞台の明かり、照明スポット等の点け消しやスピードを指示します。照明オペレーターは照明担当者の指示に従って操作を行い、ステージワークは舞台上の照明機材の設置及び撤去作業等を行います。

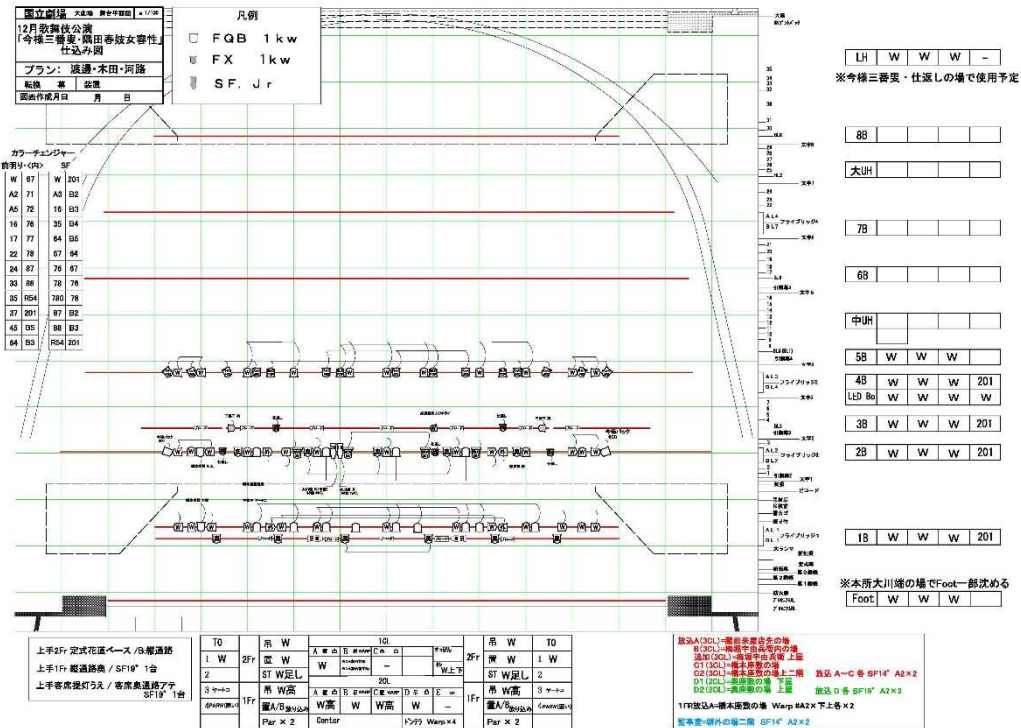
（1）照明業務の流れ

公演によって対応は多少変わってきますが、ここでは一番公演規模が大きく、さまざまな内容を含んでいる大劇場における歌舞伎公演を例に、業務内容を紹介します。

①演目決定—照明プラン作成

公演の演目が決まると、照明担当者は、台本の読み込みや資料の収集等を行い、照明プランの土台を考案し、舞台美術や制作者等と照明計画作成に必要な事項の打合わせをします。

これら^{しこみ}を基にして、照明仕込図、照明進行表、照明台本（照明の変化のきっかけ等を記入）の初稿を作成します。



照明仕込図 照明プランを照明スタッフに伝達する図面。使う機材や色の種類、機材をどこにどのように仕込むかを表します。

国立劇場 平成29年12月 歌舞伎公演

本番 平成 29 年 12 月 3 日 (日) ~ 平成 29 年 12 月 26 日 (火)

開演 12 : 00 ~ 開演 開演

演目	CUE	進行	セット	ICL	2CL	11F	2F	T	F	Foot	Suspension
通し観音岡田春妓女容性											
序幕 柳島妙見堂の場		Q 108	中明け								
		Q 109	客電 1								
		Q 110	+前								
		Q 111	+To								
	P25 一の橋	Q 116	-裏								
同 橋本座敷の場	一の橋	Q 117	益短し①								
	益短し出し	Q 118	益短し②								◎おさえ 1・2BO + 前明かり
	橋	Q 121	橋本座敷 決り								
	P52 二階障子開く	Q 122	上手放込 ↑								
	P60 一の橋	Q 126	-裏								
同 入口廓外の場	一の橋	Q 127	益短し①								
	益短し出し	Q 128	益短し②								
	橋	Q 131	入口廓外 決り								
	P6R.7 上手松の木へ寄る。	SUB	松 ↓								1B松当て
	P6R.14 久松、落ちる。	SUB	松 ↓								
		Q 136	-To								
		Q 137	前								
		Q 138	客電 1								
<幕間25分>											

照明進行表 照明変化のきっかけ表。俳優の動き、どの台詞の際に照明を明るくするか、暗くするかといったきっかけが記入されています。

② 発注会議から舞台稽古まで

台本を基に、発注会議（44 頁参照）から稽古場稽古・仕込み・道具調べ・明かり作りを経て、舞台稽古に臨みます。その過程で照明プランの修正を図り、公演当日を迎えます。

③ 公演当日

Time	Cue	シーン	コメント	サブマスター				No	1	提	明
				客	撤	機	灯				
		1	客入れ							F	F
		8	1ベル 三番三 中明り							F	F
		9	ステージQ 1sus ↓							F	F
		10	二丁折 客電 ↓							7	8
止の所		1	定式幕、下大臣を越える +前							7	8
		3	浅敷幕振落し 浅敷幕振落し							7	8
6'		1	七三へ SM29・30 ↑ ↓							7	8
23'		6	定式幕、閉りだし -To							7	8
28'		3	定式幕、下大臣にかかる -前							7	8
		7	折 客電 ↑							F	F
		8	《休憩35分》							F	F
LH #W①②③④⑤⑥ #201412											

公演当日は、照明担当者（照明デザイナー）の指示のもと、照明オペレーターが調光操作卓で照明を操作します。調光操作卓とは、大劇場の照明機材及び設備を一元化して操作する機材です（小劇場にも同様の機材があります）。客席後方の調光操作室（ちょうこうそうさつ）に設置されており、操作（コンピューター操作及び手動操作の2方式があります）は1名もしくは2名で行います。

コンピューター操作の操作表

左から time（時間）、
cue（きっかけ）、
シーンなどを記入します。

上の図はコンピューター操作の操作表です。歌舞伎公演では大道具に仕込む機材及び舞台上に設置する機材が数多く、舞台転換も多いため舞台上には3名か4名の人員を配置し、機材の設置及び撤去作業等を行っています。

④ 定式

大劇場の歌舞伎公演や舞踊公演では、1回の公演において、約250台のスポットライト等の機材を使用しています（小劇場では、約200台です）。そのため、国立劇場では「定式」と呼ぶ基本的な機材の配置を決めて、それに基づいて機材を設置しています。定式が決まっていることにより、仕込み等の作業時間が短い舞踊公演等においても、その公演に必要な機材の追加仕込み作業だけで済むため、円滑な照明業務の運営ができません。

す。他の多くの劇場では基本的に機材が片付けられた状態になっていますので、これは特殊なやり方ともいえます。

(2) 照明スタッフ

照明業務の職員は大小劇場合わせて8名で、協力会社の常駐員は6名です（令和4年6月現在）。そのほかに公演に合わせて照明スタッフの人員を増員しています。本番上演中の公演のほかに、稽古場で別の公演の稽古に立ち会ったり、打合わせ等を行ったりすることもあります。

(3) 公演種別

① 主催公演

国立劇場が主催する公演には、歌舞伎、文楽、舞踊、邦楽、雅楽、声明、民俗芸能、琉球芸能など多様な公演がありますが、古典歌舞伎のように何度も上演している演目であっても、実は毎回演出が少しずつ変わっています。また、公演の初日が過ぎても、俳優の動きや台詞、舞台進行の変更等、さまざまな変化に即座に対応するために微調整を行います。

② 貸劇場公演

他の多くの劇場やホールでは設備のみを貸して、スタッフは主催者が手配するというケースが主ですが、国立劇場では職員及び協力会社が貸劇場公演の照明を担当しています。

③ 公演以外の催事

上記のほかに、式典などの催事や、主催公演関連の催しの照明も担当します。

(4) 照明業務の次世代への継承

若手職員がたくさんの経験を積むことが最も重要であると考えており、さまざまな経験を積んで、あらゆる公演に対応できる力を身に着けることを目標にしています。1年目は、フォロースポット操作やステージワークといった明かりを作るうえでの基礎となることを覚えます。2年目は、先輩職員について打合わせから公演本番までのさまざまな作業や調光操作卓操作の実地体験を行います。そして、3年目位から、比較的容易な公演の担当を任されるようになるとともに、ベテラン職員の補佐について業務を学びます。その後は、より難易度の高い公演を担当し、1名での担当が困難と思われる公演で

は、ベテラン職員が補佐についてフォローします。

こうした経験を積み重ね、数多くの引出しを持つことによって10年ほどで一人前になります。そしてさらに経験を積み、照明業務全般に精通することによって初めて、周囲から信頼を寄せられる照明担当者になることができます。国立劇場では伝統芸能の公演が中心となるため、伝統芸能の明かりの基本である生（白）明かりの奥深さを体得することを通して、国立劇場の照明業務の継承を図っています。

2 照明機材及び設備と保守管理

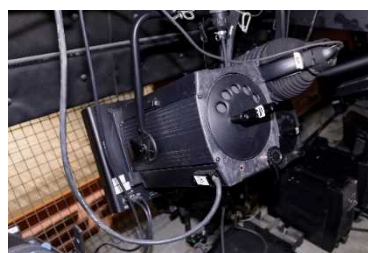
(1) 照明機材及び設備

① シーリングライト



シーリング投光室（客席天井部）

客席天井部のシーリング^{とうこう}投光室^{しつ}と呼ばれる場所に設置された照明機材をシーリングライトといいます。正面上方から舞台を照らし、人物や舞台装置を明るく見せる役割があります。大・小劇場には2列ずつあり、大劇場は約80台、小劇場は約60台のライトを設置しています。



シーリングライト

② フォロースポットライト

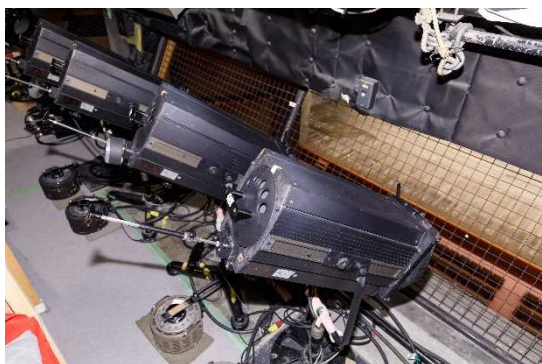
シーリング投光室の中央には、フォロースポットライトという機材が設置してあります。中央に設置されているため、センターフォローとも呼ばれています。フォロースポットライトは、人物を照らし、明るくきれいに见せる役割があります。動く人物を追いかけるために、シーリング投光室内でスタッフが手動で操作しています。

上手のフロントサイド投光室にもフォロースポットライトが設置されており、センタ

ーフォローでは追いかけるられない花道上の人物は、フロントサイド投光室から照らします。

国立劇場のフォロースポットライト機材は、2種類あります。一つはクセノンピンと呼ばれる機材で、白く強い光で人物を明るく見せることができます。一般にイメージされるピンスポットです。

クセノンピン



ランプピン

もう一つは、ランプピンと呼ばれるシーリングライトを改造したフォロースポットライトです。明るさはクセノンピンに劣りますがシーリングライトとして人物を明るく見せる効果があります。国立劇場の公演では、ランプピンを主に使用し、2台のランプピンを1人が同時に操作しています。2台同時操作は難しい技術でこれを行っている劇場はほとんどありません。

③ フロントサイドライト

客席両側の壁のフロントサイド投光室と呼ばれる場所に設置された照明機材です。大劇場は左右合わせて約 50 台、小劇場は約 40 台設置してあります。

この照明機材は前斜め上方から舞台を照らし、シーリングライトを補助する役割があります。シーリングライトだけでは平面的な明かりになってしまいますが、斜めからのフロントサイドライトを加えることで立体感を出せます。また片側だけを使うことで、光の方向が明らかになるため、朝日や夕日などの照明演出に使用されることもあります。

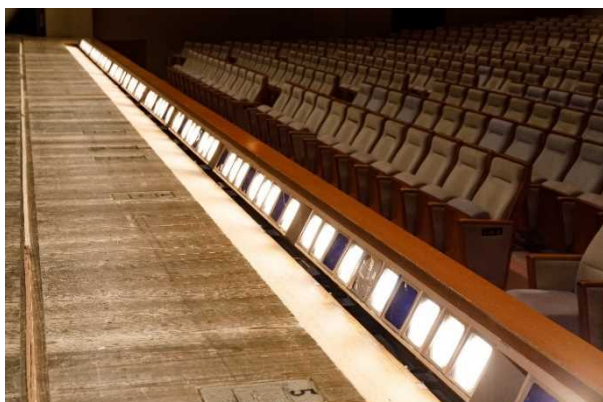


上手フロントサイドライト



下手フロントサイドライト

④ フットライト



フットライト

また花道の両側にもフットライトが設置され、下方から花道上を照らし、人物を明るく見せます。

花道フットライト

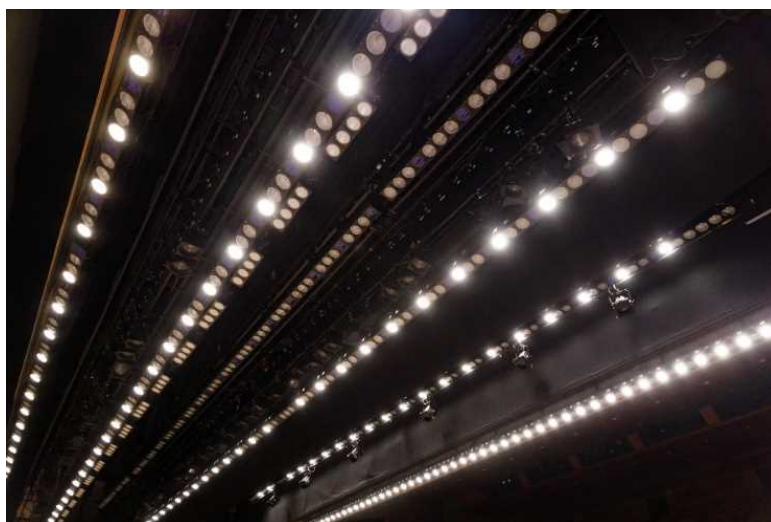
舞台床面の最前部に設置された横長の照明機材をフットライトといいます。下方から舞台を照らし、人物や舞台装置を明るく見せる役割があります。ほかにも、上方からの光によって作られる人物の顔の陰影を和らげる役割もあります。公演によっては床下に収納して使用しない場合もあります。



⑤ ボーダーライト

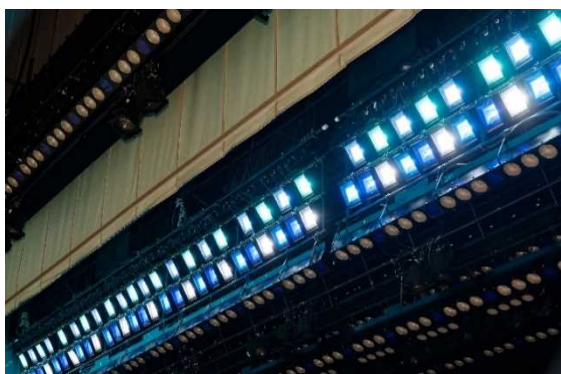
舞台上部に設置された舞台横幅とほぼ同じ長さの照明機材をボーダーライトといいます。大劇場は9列、小劇場は6列設置してあります。

ボーダーライトには、舞台装置や背景幕を均一に明るく見せる役割があり、フラットな明かりが求められる歌舞伎公演や文楽公演には欠かせないものです。また、作業をする際の作業灯としても使用されています。



ボーダーライト

⑥ ホリゾントライト



ホリゾン幕に沿って設置された照明機材をホリゾントライトといいます。舞台床面に並べ、下方からホリゾン幕を照らすものをローアホリゾントライト、舞台上部に設置し、上方からホリゾン幕を照らすものをアッパーホリゾントライトといいます。それぞれに取り付けられたカラーフィルターの組み合わせで、ホリゾン幕を何通りにも染めることが可能で、空や海、明け方・夕方の地平線・水平線付近の明るさなどを表現します。

上：アッパーホリゾントライト

下：ローアホリゾントライト

⑦ サスペンションライト

舞台上部には、舞台上部から照射する照明機材を吊り込んであるサスペンションライトという設備があります。そのサスペンションライトという設備の上にブリッジを設け、人が乗れるようにしたフライブリッジという設備もあります。大劇場、小劇場ともにサスペンションライトは5列あり、公演に合わせて必要な照明機材をそれらのサスペンションライトに吊り込んでいきます。主に上部のさまざまな角度から舞台を照らし、人物や舞台装置を明るく立体的に見せる役割があります。



サスペンションライト



フライブリッジ

⑧ 調光操作卓

客席後方にある調光操作室に設置された調光操作卓において全ての照明設備を操作します。操作にはコンピューター操作及び手動操作の2方式があります。

大劇場の手動操作には、フェーダーという機能が240本設けられている段が3段あるプリセット卓を使用しています。また小劇場の手動操作には、フェーダーが180本設けられている段が3段あるプリセット卓を使用しています。

一般的な劇場の手動操作の調光操作卓においては、フェーダーが100本設けられている段が3段あるプリセット卓を使用している例が多く、国立劇場のプリセット卓はフェーダー数がかなり多いといえます。



本卓（コンピューター操作）



プリセット卓（手動操作）

⑨ その他の照明機材

国立劇場には、ほかにもさまざまな種類の照明機材があり、例えば舞台や Horizont 幕に模様を投影できるものもあります。

フラッドライト レンズがなく均等な光を照射できます。

平凸スポットライト へいとつ 平凸レンズを組み込み、輪郭のはっきりした光が得られます。

フレネルスポットライト 平凸スポットライトより輪郭がぼやけたやわらかな光が得られます。

エリプソイダルスポットライト（プロファイルスポットライト）

搭載されたカッターを使い四角形を作ったり、たねいた種板を挿入したりすることで模様を投影できます。

パーライト 集光された強い光を出すことができます。

エフェクトマシンスポットライト

流雲・火炎・雨・雪・渦巻・水面・写真などを投影することができます。

ストロボ	光を点滅させることができ、雷などを表現することができます。
カラーチェンジャー	照明機材に取り付けることにより、遠隔操作で色を変えることができます。

(2) 保守管理

公演等の照明業務を安全かつ円滑に行うためには、日々の点検が欠かせません。さまざまな照明機材から各種照明設備まで、安全性を確認して公演に臨んでいます。特に、照明設備については専門の会社に委託して、大小劇場ともに、年 11 回の定期保守点検を行い、万全を期して照明業務に取り組んでいます。また、例えば歌舞伎公演では、1 回の公演において、約 250 台のスポットライト等の照明機材を使用しており、これらの照明機材は全て照明備品として扱い、管理も行っています。

職員は日頃より照明設備及び備品の状態を的確に把握し、計画的に更新・改修及び廃棄・購入を行っています。

3 照明業務における安全対策

照明業務では、舞台上部に機材を吊り込むなど、高所での危険な作業が多く発生します。また、公演中などは暗所で作業することも多く、障害物・突起物への衝突やつまずきといった事故も懸念されます。ここでは、高所作業・暗所作業に焦点を当て、作業方法や設備の見直しによる改善事例をご紹介します。

【 事例 1 】

労働安全衛生規則では、高さ 2 m 以上の場所で行う作業＝高所作業について、次のように定めています。

- ・事業者は、高さが二メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。[第 518 条第 1 項]
- ・事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。[第 518 条第 2 項]

照明機材の吊り込み作業は、高所作業車、ローリングタワーなどを用いて行います。高所作業車等では、上部にある作業床まで作業員が上る過程にも墜落のリスクがあるこ

とから、あらかじめ上部に安全ブロック（セーフティブロック／リトラクタ式墜落阻止器具）を設置しています。

安全ブロックは、円形のケースの中にワイヤーロープが巻き取られた構造となっており、ワイヤーロープの先端にはフックが設けられています。フックにひも〔写真では緑色〕を結びつけて垂らしておき、作業員は高所作業車等に乗る前に、ひもをたぐり寄せてワイヤーロープを引き伸ばし、自身の墜落制止用器具に先端のフックを取り付けます。ワイヤーロープが緩やかな動きで出入りする場合は作業員の動きを妨げませんが、墜落時など急速に出入りする場合は、自動でロックがかかります。いわば自動車のシートベルトと同じような動きです。



安全ブロック

高所作業車等への昇降時は、必ず墜落制止用器具と安全ブロックを併用することを取り決めており、はしごから足を滑らせるなど、万が一の事故に備えています。

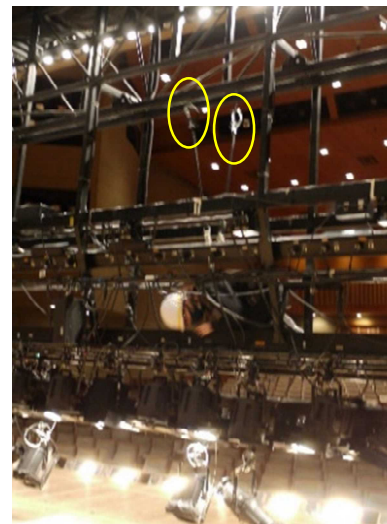
【 事例2 】

労働安全衛生規則では、高所作業を行う場合に、墜落制止用器具を取り付けるための設備を設けることが必要であるとされています。

- ・事業者は、高さが二メートル以上の箇所で作業を行う場合において、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。

[第 521 条第 1 項]

サスペンションライト上のフライブリッジは、作業員が乗って照明機材の吊り込みを行うことができる設備です。舞台上に舞台装置がない状態では、舞台面までフライブリッジを下ろして、作業員が舞台上に立ち、吊り込み作業を行います。その一方で、舞台上に舞台装置がある状態では、フライブリッジを舞台面まで下ろすことができません。この場合は、舞台上部の乗り込み口からフライブリッジに乗り込んで作業を行うこととなります。



フライブリッジ上のレールに2丁吊りの墜落制止用器具を取りつけて作業する様子

フライブリッジ上での作業は、2 m 以上の高所作業となることから、墜落制止用器具を装着して行います。作業員は、フライブリッジ上を行ったり来たりしながら作業を行うため、フライブリッジ上部に設けられた2本のレールに、2丁吊りの墜落制止用器具を取り付けることで、器具に動きを制約されることなく作業を行うことができます。

【 事例3 】

舞台での作業に限らず、高い位置での作業を行う際に最もよく使用される用具の一つに、脚立があります。労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則では、脚立について次のように規定されています。

- ・一 丈夫な構造とすること。
- 二 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 三 脚と水平面との角度を七十五度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあつては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。
- 四 踏み面は、作業を安全に行なうため必要な面積を有すること。

[第 528 条第 1 号から第 3 号]

厚生労働省が公開している安全衛生関係リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」(令和3年3月)、「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」(平成29年3月)でも指摘されているとおり、脚立での作業は、身体のバランスを崩しての墜落事故が最も懸念されます。①万が一墜落した場合に備えてヘルメットを着用する、②2名以上で作業を行う、③天板に立たない、といったルールを守って使用することが必要です。

国立劇場では、これらのルールを周知徹底して、安全な使用を促すため、舞台作業で使用する脚立本体の各段に滑り止めテープを設置するとともに、天板昇降禁止標識を取り付けています。なお、脚立を使用する場合も、2 m 以上の位置での作業は高所作業となり、墜落制止用器具の使用が必要であることから、2 m 以上の脚立の上部には安全ブロックを設置し、併せて使用時に2 m 以上となる段を赤く塗装することで、対策が必要な作業位置を視認しやすくしています。

なお、舞台上での作業では、大道具や所作台を汚損しないため、やむを得ず脚立を使用して行う作業もありますが、これ以外の作業では、安定性の高い階段型高所作業台ないし手すり付き高所作業台を導入し、使用しています。



脚立の安全対策

(左：天板昇降禁止標識)

(右：2 m 以上の塗装と安全ブロック)

【 事例4 】

労働安全衛生規則では、作業上の通路について次のように定められています。

- ・事業者は、屋内に設ける通路については、次に定めるところによらなければならない。
 - 一 用途に応じた幅を有すること。
 - 二 通路面は、つまずき、すべり、踏抜等の危険のない状態に保持すること。
 - 三 通路面から高さ一・八メートル以内に障害物を置かないこと。

[第 542 条第 1 号から第 3 号]

シーリング投光室、フロントサイド投光室への通路は、非常に入り組んでおり、階段・段差等が多くあります。さらに、公演中は、舞台上への明かり漏れを防ぐため、通路が暗い状態で通行しなければならず、つまずきや転倒事故を防止するため、十分な措置が必要となります。そこで、床面の段差や突起物には、白テープないしトラテープ（黄色と黒色の縞柄テープ）を貼り、注意喚起しています。



段差・突起物の注意標示



なお、通常の明るさではトラテープの方が目立ちますが、暗所では白テープの方が視認性が高いことから、シーリング投光室内の床面の突起物や、機材の突起部分には白テープを貼り、公演中など室内が暗い状態でも、突起物につまずいたり、機材に衝突することがないように図っています。

シーリング投光室内の注意標示（暗所作業時）

【 事例5 】

シーリング投光室、フロントサイド投光室などでは、構造上、通路に梁が迫り出している箇所もあります。頭上の突起物は、暗所で足元を見ながら移動する際には気づきにくく、頭部の打撲につながるおそれがあります。梁自体をクッション材で覆い、掲示や白テープで注意喚起するだけでなく、直下の床面に「頭上注意」標示を行うことで、公演中など、室内が暗い場合にも気がつきやすくしています。



シーリング投光室内の「頭上注意」

以上のような取組に加え、照明業務に携わる作業員には、厚生労働省が定める足場の組立等作業従事者技能講習／フルハーネス型墜落制止用器具の使用に係る特別教育を受講させ、各自が自分の身を守ることができるよう安全教育を推進しています。

第3章 音響

一般的なホールは、洋楽などのコンサートのために残響時間が長くなるように作られることが多くなっています。邦楽の演奏の場合は、残響で音を長く聞かせるものは少なく、必要な場合には演奏によって伸ばします。音が鳴っている時と鳴っていない時の違い、響きの豊かさよりつぶ立った音を大切にするとところに邦楽の魅力がありますので、残響時間を伸ばすと本来の演奏が目指すものとは異なったものになってしまいます。このため国立劇場は、大劇場、小劇場ともに残響時間が約 1.1 秒と短いのが特徴です。それは台詞や演奏音を明瞭に聞かせる効果を狙っているからです。特に小劇場はどの客席でも残響時間が 1.1 秒で音が聞き取りやすく邦楽や文楽に向けた設計になっています。ちなみに残響時間を比較すると、コンサートホール>オペラハウス>国立劇場の順になります。

各劇場・会館・ホールの残響時間

劇場・会館名	残響時間	席数
愛知芸術劇場（コンサートホール）	2.1 秒	1,800 席
東京芸術劇場（コンサートホール）	2.1～2.3 秒	1,999 席
サントリーホール	2.1 秒	2,006 席
すみだトリフォニーホール	2.0 秒	1,801 席
兵庫県立芸術劇場（文化センター）	1.4～2.0 秒	2,001 席
熊本県立劇場	2.0 秒	1,810 席
東京文化会館（大ホール）	1.8 秒	2,303 席
水戸芸術館	1.6 秒	680 席
新国立劇場（オペラ劇場）	1.4～1.6 秒	1,814 席
国立劇場（大劇場）	1.1 秒	1,610 席
国立劇場（小劇場）	1.1 秒	590 席

1 音響業務について

(1) 音響操作と効果音

国立劇場の音響業務は、主として、電気的な音響操作と効果音操作に分けられます。すなわち音響係は、マイク、スピーカーを扱う電気的な操作と、擬音効果道具で芝居に効果音を付ける操作を行っています。音響調整室の中で技術的な操作を行う一方、舞台上では黒衣を着て効果音を付けるというのは非常に珍しい点です。

① 電気的な音響操作

国立劇場にはマイクで収録した電気信号を4分野（客席・楽屋・公演記録・TV中継）で自由に使える分岐システムがあり、その音を受けた側で都合のよい処理ができる仕組みになっています。これが国立劇場の電気音響の特徴です。またマイクロフォンをはじめとした機材は、舞台上に設置してもなるべく目立たず、違和感がないようにするなど、機材の選定段階から気を遣っています。

【客席に届ける音】

国立劇場は、電気的な拡声を行っていないように思われますが、実は電気音響設備を駆使し、聞こえやすく調整しています。伝統芸能ですから、ポップミュージックのコンサートのように音響効果を前面に出すのとは違い、自然な音、生の音を大切に、「電気音響の存在を感じさせずに、明瞭な音を客席に届ける」という考えを基本方針としています。客席に生で聞こえてくる音に合わせて、全体的に明瞭に聞こえるように調整します。ミキサー室（音響調整室）においても全てのスタッフが、客席での実際の音量、音質に関して、日々注意を払って仕事をしています。舞台をよく見ているお客様からは、「客席で聞いていて、舞台の音声がよく聞こえる」という感想をいただきます。もちろん、演出や公演の内容によっては、電気的な音響効果を前面に出す場合もあります。

【バックステージのための音】

バックステージ、裏方に届ける音も調整（ミキシング）しています。楽屋、場内案内、イヤホンガイド操作室、床山部屋、衣裳部屋など実際に舞台が見えない環境で仕事をしているスタッフに進行状況を届けるための音です。音で舞台の進行状況を把握できることはとても重要で、出演者をはじめ全てのスタッフがこの音を聞いて作業を進めています。テレビの劇場中継と同等の音を舞台裏で働く人たちに送っています。

そのために、収音マイクを黒御簾（5頁参照）の中や舞台上部のサスペンションライトの間に吊り、フットライト、花道などさまざまなところに仕込み、芝居の進行に合わせてミキシングしています。このようにして国立劇場の音はこれです、と胸を張って言

える音を作っています。また、テレビ取材及び収録業者等に音声ラインを提供する場合もこの音を使っています。

② 効果音（擬音効果）

国立劇場主催の歌舞伎公演では、下座音楽以外の効果音を音響スタッフが担当しています。これが国立劇場の音響係のもう一つの仕事です。今日のような録音技術がない時代には、擬音効果のための道具を使い、芝居に合わせて生で音を付けていました。

夜明けを表す鶏の声、蛙などの生物の鳴き声や赤子の泣き声、扉のきしむ音、雨の音、波の音などです。歌舞伎では、現在でもこのような擬音効果が使われていますが、音響係がこれらを担当するというのは、国立劇場ならではの事です。従来、歌舞伎俳優の門弟や鳴物方、あるいは小道具方が担当していたのを、国立劇場が創設された時に、劇場側からお願いして音響係の担当にしたという経緯があります。

国立劇場で扱う効果音道具の例

擬音道具	竹製の笛	鉄砲音・煙
波ざる	赤子笛	弾着（火薬）
流し雨	虫笛	煙硝（火薬）
あまうちわ 雨団扇	千鳥笛 ①	紙雷管（スターター）
らいしゃ 雷車	うぐいす笛 ②	
風車	にわとり笛	
ろ 櫓・きしみ	かじか笛 ③	
蛙（赤貝） ④	からす笛	
法螺貝	トンビ笛	
羽音（洪団扇）⑤	もず 百舌笛	
びんた	馬の <small>いなな</small> 嘶き笛	
馬の蹄（椀）	牛笛	
	たけぼら 竹法螺 ⑥	



竹製の笛各種と
紙雷管（スターター）（右上）



① 千鳥笛



② うぐいす笛



③ かじか笛



④ 蛙 (赤貝)



⑤ 羽音 (洪団扇)



⑥ 竹法螺を鳴らしているところ

(2) 音響スタッフ

音響業務の職員は、大小劇場合わせて6名（令和4年6月時点）、協力会社は常駐4名を基本とし、歌舞伎のほかにも、雅楽、日本舞踊の場合など公演のジャンルに合わせて人員を増員しています。本番上演中の公演のほかに、稽古場で別の稽古に立ち会ったり、打合わせ等を行ったりすることもあります。

メインミキシング、サブ、客席での音声レベル確認（例えば歌舞伎の場合6日目くらいまで）のほかステージワークに1名か2名が携わっています。ステージワークでは、例えば舞台下手の囃子^{はやしかた}方が、上手床で演奏される竹本などほかの音曲を聴くためのモニタースピーカーの調整、舞台転換に関わることや、マイクのアレンジなどその都度人員が必要になります。また必要な場合には効果音専用スタッフを配置します。

(3) 公演種別

① 主催公演

歌舞伎公演の舞台稽古では、声が小さい場合であるとか、後ろ向きの台詞などを台本に書き込み、音の大小のレベルを決めていきます。ひそひそ声でしゃべる台詞を大きく拡声しすぎると、芝居の雰囲気は損なわれますから、小さくても聞こえるように調節します。やりすぎないという程の良さが大切です。歌舞伎公演は2日間の舞台稽古で幕を開けますので、その間に全体の操作を仕上げます。俳優、舞台監督、舞台、舞台美術、照明、音響その他全員がその2日間の舞台稽古に向けて準備・作業をしていますので、音響係も同様に行います。

古典歌舞伎のように何度も上演している演目であっても、毎回演出が少しずつ変わっています。しかし基本的な考え方は変わりませんので、基本とするものをきちんと身につけることが大切です。そうすると応用も効くようになります。初日が開いた後も、台本の一行一行が変わってくることもあるため、常に修正が必要で、応用力を生かし微調整を続けます。

音響係にとって観客が音響操作に気付かずに国立劇場を後にすることが最善であり、「国立劇場には音響操作などない」と思われることを理想として、緻密な調整操作を行っています。この点が一般的な劇場の音響技術とは異なるところです。

② 貸劇場公演

貸劇場では伝統芸能以外の公演も入ってきますが、音響に関わることは全て担当しています。他のホールなどでは、ホールの設備だけを貸して、スタッフは主催者が手配す

るというケースが主ですが、国立劇場では職員及び協力会社が貸劇場公演も運営しています。

③ 公演以外の催事

上記のほかに、式典などの催事や、主催公演関連の催しの音響も担当します。例えば正月歌舞伎公演初日の開演前にロビーで行われる、歌舞伎俳優による新年の挨拶や鏡開きなどでも、音響機器の設営及び操作を行っています。

(4) 音響業務の次世代への継承

国立劇場の公演に対する姿勢と音響技術とを次の世代に伝えていくというのも、重要な仕事です。現場で実際のオペレーション、効果音の付け方などを後輩や新人に伝えていかなければなりません。学校での勉強や他のホールでの経験があれば国立劇場でも即戦力になるというものではなく、国立劇場ならではの仕事、伝統芸能ならではの仕事がたくさんありますので、現場実務の下積みを経て一人前になります。一口に伝統芸能と言っても、歌舞伎をはじめとしてさまざまなジャンルがあり、それぞれ用語も考え方も異なります。また、それぞれの芝居の流れや音楽が理解できないとこの仕事は勤まりません。多くの経験を積み、やがて伝統芸能の出演者、演奏家やプロのスタッフと対等に話せるようになった時、そこからが仕事の始まりです。

新人には2年くらい時間をかけて教えています。舞台稽古の後や芝居の終演後に、マンツーマンで指導することも珍しくありません。歌舞伎一つとっても多くの演出(表現)があり、それは俳優が主体となっているものですが、スタッフがその解釈を間違えてしまうと芝居の本質を損なう恐れがあります。それを何より気をつけるように教えます。場面の^{おもむき}趣を心得ていないとそれにふさわしい調整ができませんから、そのような指導を2、3年かけてじっくり行っています。

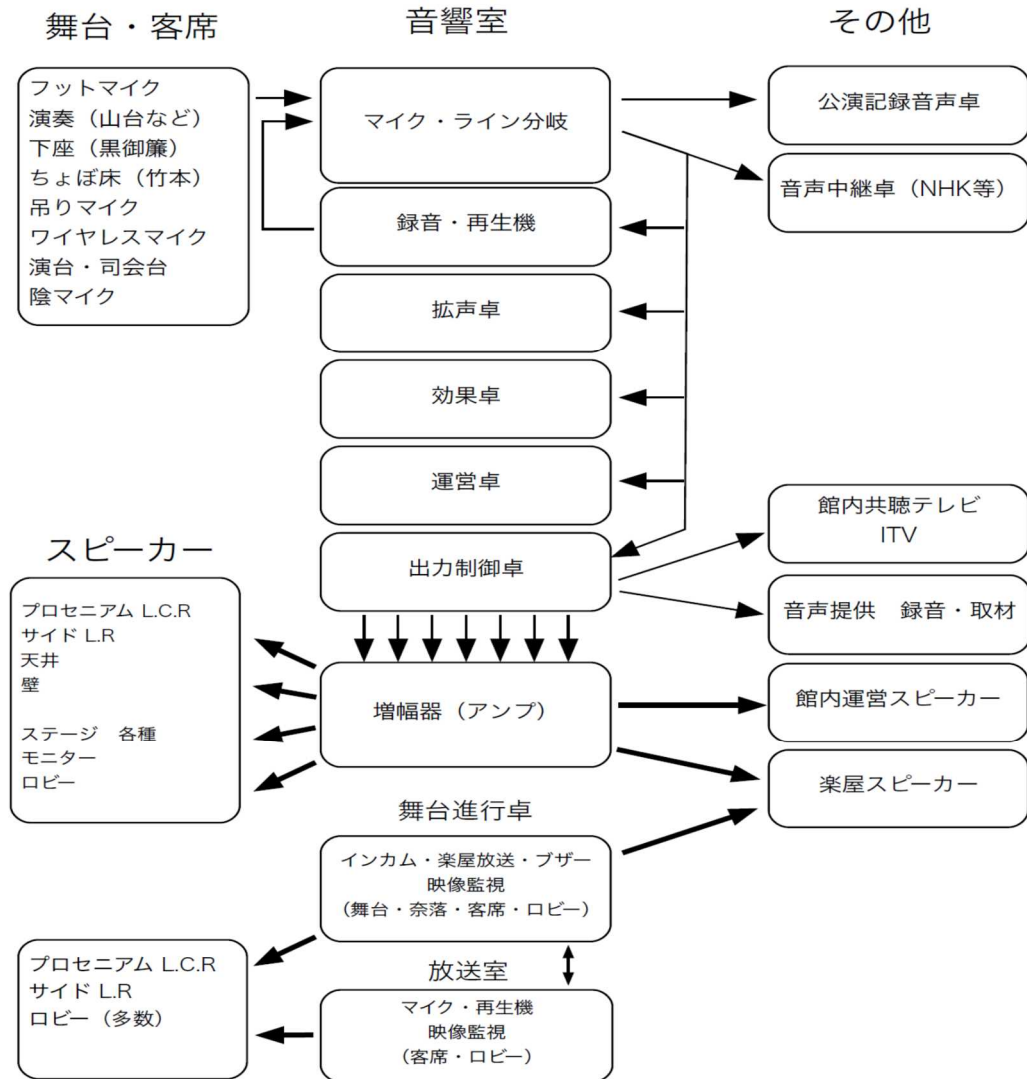
2 音響設備と保守管理

(1) 音響設備

国立劇場には高品質な調整卓をはじめ、充実した音響設備が揃っています。その設備を駆使した繊細な操作が、国立劇場の音響技術です。

音響においては、「入力」とは舞台・客席等で発生する音を各種マイクロフォンで收音し、電気信号に変換することを指し、「操作」とは電気信号に変換された入力信号を各種調整卓で目的に沿って調整することです。また「増幅・出力」とは調整された電気信号をパワーアンプで増幅し、スピーカーで音に変換することです。

音 響 設 備 図

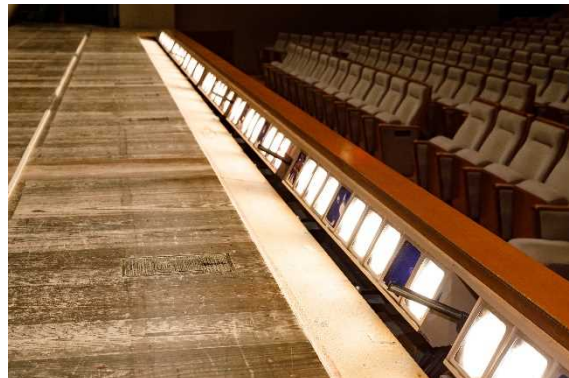


① 入力系（收音マイク各種・音源再生機）

舞台上で使用する收音マイクは、できるかぎり観客からは見えないよう工夫しています。フットマイクは舞台前フットライトの中に5～10本設置します。主に台詞を收音しますので、単一指向性または超指向性（ガンマイク）のマイクを選択しています。



フットマイク（単一指向性）



フットマイク（超指向性）

花道には、かまちに小型マイクが埋め込まれています。歌舞伎や日本舞踊で使用される黒御簾には唄、三味線及び太鼓用の收音マイクが常設されています。

舞台上方の照明ブリッジやバトンにもマイク回線があり、超指向性マイクが10～12本程度仕込まれています。そのほか有線マイク及びワイヤレスマイクを演奏などの目的に合わせ準備しています。

音源再生操作はBGMが主です。効果音を多用する芝居では複数台の再生機、またはPCベースのマルチトラック再生機を使用します。歌舞伎でも演出により下座音楽を再生操作することもあります。その際には劇場内の設備で録音及び編集作業も行います。また過去のアナログ音源はデジタルデータに変換して使用しています。



ワイヤレスマイク（送信機）

② 操作系（マイク・ライン分配器、各調整卓）

入力系のマイク信号及び再生音源は、マイク・ライン分配器で4分配し、目的別に拡声卓（観客席）、効果・運営卓（効果・バックステージ）、公演記録音声卓及び音声中継卓（中継を行うテレビ局等）に送られます。

国立劇場大劇場音響調整室では、拡声卓と効果・運営卓の出力信号を出力制御卓に集約し、目的別に音声信号を送出しています。

各調整卓には3台のモニタースピーカーが設置されており、メーターによる監視と併せて常時音響管理がなされています。



マイク・ライン分配器



効果・運営卓

③ 増幅系 (パワーアンプ各種)

各調整卓及び出力制御卓から出力された電気信号は、パワーアンプ各種、すなわち拡声系アンプ、効果系アンプ、運営系アンプ及びロビー系アンプに送られ、スピーカーを駆動して音声に変換します。

増幅器 (パワーアンプ)



④ 出力系 (スピーカー出力、ライン出力)



プロセニアムスピーカー (左、中央、右)

拡声系メインスピーカーは、プロセニアムスピーカー (左、中央、右)、サイドスピーカー (左、右) 及び舞台仕込みスピーカーです。効果系スピーカーには客席の天井、壁、ステージフロント及び舞台仕込みなどのスピーカーがあります。そのほかにステージモニタースピーカーなどもあります。



運営系スピーカーは、バックステージスピーカー及びロビースピーカーが主です。館内共聴テレビ、取材収録、イヤホンガイド及び字幕操作などの運営系音声ラインも多数出力しています。

大劇場緞帳上部のプロセニウムスピーカー

⑤ 連絡系（舞台進行卓と各部署）

舞台袖の舞台進行卓には、舞台、照明、音響及びアナウンス室のインターカムが集約されていて、全体または個別に連絡を取ります。舞台、照明、音響の各部署には、有線及び無線の子機が設備されています。また楽屋への連絡は、楽屋放送設備で行います。



舞台進行卓



無線インターカム子機

⑥ アナウンス放送設備

大劇場、小劇場の間にある劇場事務所内に、アナウンスブースが設置されています。アナウンス卓は、大劇場と小劇場の放送を一人のアナウンサーが操作する仕様となっており、同時に放送することはできず、間違えて放送することのないように工夫されています。

基本的には、舞台監督や進行係からの指示を合図に放送を行います。客席及びロビーには、アナウンサー専用のモニターカメラが設置されており、モニター映像を確認しながら放送のタイミングを計っています。



アナウンス卓

(2) 保守管理

音響業務を滞りなく進めて、最適な音響効果を出すうえでも、音響設備の各機器が常に本来の性能を保ち、それぞれが的確に動作するようにしておかなければなりません。このため、定期的にも日常的にも保守点検を行い、設備の性能維持を図っています。

定期保守点検については、専門の会社と年間契約を締結して業務委託をしており、これにより、大・小劇場それぞれの音響調整卓、増幅器、スピーカー、インターホン設備、ワイヤレスマイクロホン設備について、年に2回の舞台整備期間中に保守点検を実施しています。このほかにも、年間契約により緊急時には速やかに機器の調整、修理等を行えるよう態勢を整えています。

3 音響業務における安全対策

音響業務では、高所作業など危険を伴う作業は多くはありませんが、高所にマイク・スピーカー等の音響機材を設置する際などは、舞台・照明・舞台監督・舞台美術をはじめとする各セクションと十分連携しつつ、安全に留意して作業を実施します。

高所の中でも、フライブリッジ（25頁参照）については、2m以上での高所作業を避けるため、公演の進行に支障をきたさない限りは、舞台上におろした状態で作業できるよう、他セクションと調整を図ります。また、シーリング投光室に立ち入った作業は、万が一照明機材を動かしてしまった場合に、早急に復旧できるよう、照明係と密に連絡しつつ行います。

第4章 舞台監督

1 舞台監督業務について

舞台監督は、歌舞伎、文楽（人形浄瑠璃）、舞踊（日本舞踊）、邦楽、雅楽、声明、民俗芸能、琉球芸能など、全ての主催公演において、演出家または制作担当者の意を受け、舞台美術、舞台、照明、音響等の調整を行うとともに、本番中の舞台進行を司る総責任者です。現在、歌舞伎座など、他の劇場で行われている歌舞伎公演では、歴史的に舞台監督という職種は存在しません。歌舞伎の上演において舞台監督を置くのは、国立劇場が開場してから始めた独自のシステムです。他の劇場では、きょうげんさくしゃ狂言作者（関西ではきょうげんかた狂言方）が舞台進行の仕事を行っています。国立劇場の舞台監督は、舞台進行以外にも公演が始まるまでに、舞台にかかる予算積算、禁止行為の解除申請、舞台進行表の作成等、公演の終了後には舞台費の決算、舞台記録の整理といった、さまざまな業務を行うのが特徴です。舞台費の予算執行などでは、実際にその公演に深く関わることによって、より確実な情報を得ることができ、舞台進行においても、狂言作者と連携することによって、よりスムーズな舞台転換が行われています。

（1）舞台監督業務の流れ

公演によって、舞台監督としての係わり方に多少の違いがありますが、ここでは公演規模が一番大きく、さまざまな要素を含んでいる歌舞伎公演を例に業務内容を紹介します。

① 演目決定－台本の読み込み

舞台監督としての仕事は、まず演目が決まったらすぐに台本を読み込みます。新作や復活狂言（歌舞伎では「きょうげん狂言」とは作品の意）の時には、決定稿の前に初稿台本が配られますので、それを徹底的に読み込みます。原作がある場合は原作にも目を通します。筋立てを把握することはもちろん、時代背景、各場面の季節、時間、天候など、読み取れる情報を全て書き出します。過去の上演記録やビデオ、どうぐちょう道具帳（57頁参照）などを見る前に、先入観なしに自分のイメージを膨らませることが大切だからです。過去に上演したものを忠実に再現することも大事ですが、古典作品といえどもより効果的な演出等の可能性があるからです。

② 制作・美術との打合わせ

台本を読み込み、問題点等をピックアップしたうえで、制作担当者、美術担当者を交えて、最初の打合わせを行います。美術の担当者が提示するラフスケッチを元に屋体の大きさや、俳優の出入りなどを確認します。

③ 発注会議の招集

公演の稽古がスタートする3週間程前に、公演に関わる全てのスタッフと業者（大道具、小道具、衣裳、かつら、床山）を招集して会議が行われます。これを発注会議と呼んでいます。一つの公演を作り上げるうえで最も重要な会議です。この会議を招集するのも、舞台監督の仕事です。配役や公演の規模によって招集する業者が変わる場合がありますので、細心の注意が必要です。

【台本決定稿の配布】

発注会議の前に、台本の決定稿ができ上がったら、劇場側の各スタッフに配布します。特に新作や復活狂言の場合には、各業者の担当者にも台本を読んでおいてもらう必要がありますので、速やかに発送します。

【スタッフ会議】

発注会議の前には、劇場側の各スタッフを招集し、発注内容の確認を入念に行います。また各業者への発注内容に漏れ等がないように確認します。

④ 舞台費の予算作成

国立劇場の舞台監督は、公演費の一部について、予算の作成と決算も担当します。国立劇場における公演費は、文芸費、出演費、舞台費、宣伝費と大きく四つに分かれており、舞台監督はこのうち舞台費の積算業務を行います。現場について全体を見渡し細部まで把握しているのが、舞台監督だからです。発注会議終了後、速やかに予算の積算業務に取りかかります。

舞台費は、大道具の製作費及び人件費、照明人件費、音響人件費、小道具の損料及び人件費、小裂（地^こ拵^ぎ（^じ拵^がす^りなど）、足袋^{たび}、着肉^ま、鳴物^なりもの、その他があり、それぞれ細かく積算していきます。限られた期間の内に提出しなければならない、非常に時間と労力を必要とする緻密な作業です。

公演終了後は支払いのために、発注会議後に生じた変更内容等の見積もりを精査し、速やかに決算を行います。

⑤ 稽古場稽古

歌舞伎の稽古場での稽古は長くても5日程度、演目によっては2、3日などということも珍しくありません。舞台監督はこの稽古期間のうちに全てを把握し、滞りなく舞台を進行させなければなりません。稽古は、以下の通りに行われます。

読み合わせ

新作や復活狂言などの場合には、まず読み合わせが行われます。ここでは動作は付けません。セリフの言い回しなどに不都合があれば、台本の訂正が行われます。

立ち稽古

2日目の稽古からは俳優が実際に立って、出入りや居^{いどころ}処の確認をします。

つけたて附立稽古

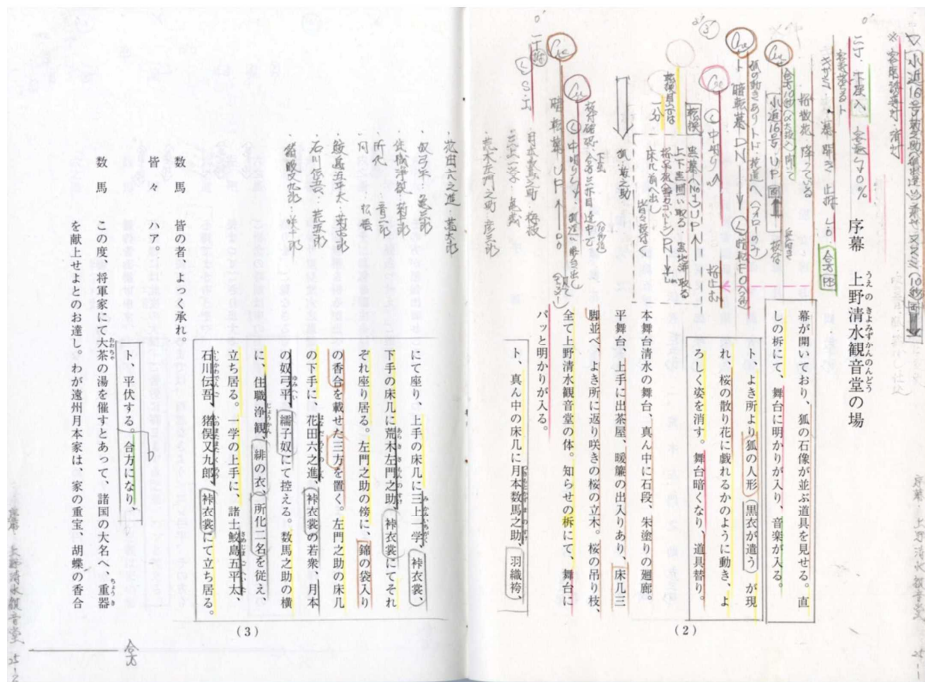
3日目は附立稽古といって、俳優のセリフと動きに合わせて、合方^{あいかた}(三味線音楽)や鳴物を入れ、細かく調整します。

総ざらい

稽古場での稽古の最終日を総ざらいといい、拍子木やツケを入れ、本番通りの流れで総仕上げを行います。

⑥ 台本整理

舞台監督はまず事前の読み込みで、役名の下に配役を、各俳優の出入りの場所、持ち道具などを書き込みます。次いで、稽古場での稽古時に、開幕からの所要時間を細かく書き込んで行きます。自分だけがわかれば良いのではなく、人に見せるつもりで丁寧に書くように心がけます。



台本

⑦ 舞台進行表作成

舞台進行表は、全ての舞台スタッフに舞台進行の流れを理解してもらうための表です。場面転換のキュー (cue) を出すなど、舞台、照明、音響等のスタッフは全てこの舞台進行表を元に動きます。舞台進行表作成が、舞台監督の最も重要な仕事の一つであり、台本を貰った時から始まり、修正があるごとに改訂を重ねて舞台稽古までに仕上げます。情報を書き込んだ台本を元に、場面ごとに、幕開きの段取り(下座唄、鳴物、拍子木等)、俳優の出入り(上手、下手、正面、花道等)、次の場への転換方法(幕、盆廻し等)、所要時間を書き込んで行きます。煩雑な内容をわかりやすくするために、書体や文字の大きさに変化をつけたり、舞台、照明、音響等と、業種別に文字色を変えたり、さまざまな工夫をして、見やすい進行表を作る努力をしています。舞台進行表の良し悪しが、舞台進行の流れを左右すると言っても過言ではありません。

上野清水観音堂の場		プロローグ	
25	早助 花道へ駆け入る。 一学、弓平、立廻りとなり、よろしく極まるを祈る。頭、キザミ(拍子)幕	2	ト、狐道いひよがる。十六号、面無
24	早助、機より胡蝶の香を出し。	1	ト、狐道いひよがる。十六号、面無
23	早助、機より胡蝶の香を出し。	0	ト、狐道いひよがる。十六号、面無
22	早助、機より胡蝶の香を出し。		
21	早助、機より胡蝶の香を出し。		
20	早助、機より胡蝶の香を出し。		
19	早助、機より胡蝶の香を出し。		
18	早助、機より胡蝶の香を出し。		
17	早助、機より胡蝶の香を出し。		
16	早助、機より胡蝶の香を出し。		
15	早助、機より胡蝶の香を出し。		
14	早助、機より胡蝶の香を出し。		
13	早助、機より胡蝶の香を出し。		
12	早助、機より胡蝶の香を出し。		
11	早助、機より胡蝶の香を出し。		
10	早助、機より胡蝶の香を出し。		
9	早助、機より胡蝶の香を出し。		
8	早助、機より胡蝶の香を出し。		
7	早助、機より胡蝶の香を出し。		
6	早助、機より胡蝶の香を出し。		
5	早助、機より胡蝶の香を出し。		
4	早助、機より胡蝶の香を出し。		
3	早助、機より胡蝶の香を出し。		
2	早助、機より胡蝶の香を出し。		
1	早助、機より胡蝶の香を出し。		
0	早助、機より胡蝶の香を出し。		

舞台進行表 俳優は黒、舞台は茶色、照明は赤、音響は緑と色分けし、字の大きさなども一見してわかりやすいように工夫を凝らしています。

⑧ 禁止行為の解除申請

俳優が提灯から蠟燭を出して火を吹き消すような場合や、怪談芝居で使われる人魂(焼酎火)など、舞台上で本火(本物の火)を使う場合、劇場から消防署に禁止行為の解除

申請を行わなければなりません。国立劇場ではこれも舞台監督の仕事です。

⑨ 道具調べ

稽古場での総ざらいの日に、舞台では各場面の大道具を飾り付け、道具調べを行います。この日に俳優立ち会いの下でテクニカルリハーサルを行う場合があります。舞台監督は、転換の段取りをスタッフに伝え、十分な理解を得たうえで指示を出す必要があります。

⑩ 舞台稽古

歌舞伎の場合、舞台稽古は基本的に2日間行われます。歌舞伎に限らず、舞台稽古は舞台監督にとってはまさに正念場です。舞台監督の指示で全てが進行していきますから、この時までには、流れの全てを頭に入れておかなければなりません。台本を目で追ってから指示を出すようではいけません。

次の場面へと舞台を転換する時の方法として、幕を閉めて幕内で転換する、幕を閉めずに観客の見ていない前で盆を廻して次の場面に転換するなどの方法があります。これらの舞台転換は、舞台担当者と協力会社のスタッフが行っています。安全を第一に考えれば、転換をする時に声を出して、お互いに確認し合えば、間違いはないのですが、それでは観客に聞こえてしまいます。そのため舞台監督だけでなく、舞台担当者、各スタッフも段取りを頭に入れておく必要があります。舞台進行表を元に、例えば吊物バトンを飛ばすキュー（cue）は舞台監督が出すのか、舞台担当者が出すのかなど、事前に舞台担当者、各スタッフと十分な確認作業を行います。

舞台稽古ではさまざまな変更がありますから、舞台監督はそれらの全てを確認し、関係する全スタッフ及び業者に変更点を伝えます。

⑪ 初日以降

初日が無事に開いた後も、通常2日目、3日目は演出の手直し等があります。それらも舞台稽古同様全てのスタッフ及び業者と共有します。ある程度演出等が固まってからは、毎日同じことをするわけですから、どうしても各所に慣れが出てきますが、とにかく油断せず、初日の感覚を常に忘れないことが事故や怪我を防ぎ、公演を無事に成し遂げる秘訣といえます。

⑫ 舞台進行テクニック

舞台を進行するにあたって、舞台監督として心得ておかなければならない鉄則があり

ますのでここで紹介します。

【キーワードに注意】

緞帳をきっかけで上げたり下ろしたりする場合、舞台監督は操作室に対して「アップ」「ダウン」という言葉を使用しますが、重要なのはこの合図を出す以外で、このキーワードを使用してはならないということです。「まもなくアップ」や「ダウン用意」という言い方をしてしまうと、「まもなく」を聞き逃したらアップボタンを押してしまいますし、「用意」を聞く前に「ダウン」に反応してしまう可能性があります。なんでもないようなことですが、こうしたことで、無駄なトラブルを防ぐことができるのです。

【常に観客の目線で】

舞台監督は舞台袖がホームポジションであり、そこから舞台を見て、転換等の指示を出すことが、公演中の重要な仕事です。舞台を毎日横から見ているため、どうしても裏方目線になりがちな仕事ではありますが、常に観客の目線で見ることが忘れてはなりません。それが舞台監督としての重要な心得です。

【Next をモットーに】

舞台監督の必需品はストップウォッチです。電池式の場合いつ止まるかわからないので、必ず「次」を考えて、二つ用意しています。キュー（cue）出しに使うペンライトなども同様です。舞台を見る場合も次を考えて、常に先の動きを把握します。何事もNext（次）を考えるのが大事です。

⑬ 舞台記録の整理

公演が終わったら次回の上演のための資料を作成します。それぞれの役ごとに衣裳、持ち道具、かつらなどを一枚にまとめて、各役の数だけ作ります。これを俳優^{つけちょう}附帳といい、できるだけ正確に作るのが重要です。国立劇場ではこれらを基に、「扮装^{ふんそう}図鑑^{ずかん}」としてデータベース化して、将来の上演に活用することにしています。歌舞伎は再演されて熟成していくものなので、先輩が積み上げたところから、次世代がスタートできるようにするため、記録が重要です。

（2）舞台監督スタッフ

舞台監督の職員は6名で（令和4年6月現在）、さまざまな公演をローテーションで

回しています。基本的には1公演を1名が担当しますが、歌舞伎のような長期公演では万が一に備えて、初日まで2名が付くという体制にしています。

(3) 公演種別

① 主催公演

舞台監督の仕事は基本的に主催公演が主となっています。

② 貸劇場公演

貸劇場の公演は基本的には担当しません。年に数回ですが、貸劇場公演主催者から技術協力の依頼があれば担当することがあります。

③ 公演以外の催事

式典などの催事に劇場を貸し出す場合のほかに、観客を舞台裏に案内して、説明を行うバックステージツアーなどの仕事があります。

(4) 舞台監督業務の次世代への継承

歌舞伎や文楽など伝統芸能の舞台監督というのは、国立劇場ならではの職種です。オペラやバレエ等、現代舞台芸術の舞台監督同様、特殊な知識と長年の経験が必要です。現在、国立劇場では、数年に一度新規採用をしており、基本的には一から教えます。俳優になんとか顔を覚えてもらってやっと一人前という面もあります。

最初の1年間とはとにかく現場を見て、国立劇場の舞台がどういうものか学びます。2年目は全部の主催公演にできるだけ付いて、どういう仕事か理解を深めます。3年目から見習いで少しずつ実地を体験し、4年目から一本立ちを目指します。大変な仕事ですが、それだけに面白さがありますので、とにかく芝居が好きという人にやってもらいたい仕事です。

2 舞台監督業務における安全対策

舞台監督は舞台進行を司る総責任者であり、公演に関するさまざまなリスクを予測し、未然に防ぐことが求められます。各公演に向けて行われる打合わせでは、関係スタッフとともにリスクとその対策を検討し、必要に応じてリスク対応表を作成し、舞台進行表と共に各スタッフに配付します。出演者及びスタッフにとって無理のないスケジュールの管理も、舞台監督の重要な仕事です。

なお、鑑賞教室や文楽公演で使用する字幕は舞台監督美術課の管轄であり、LED装置

の設置や、字幕スクリーンの吊り込みは高所作業となることから、墜落時保護用／飛来・落下物兼用ヘルメット及び安全靴の着用、安全監視要員の配置ほか、十分な安全対策を実施して行います。

R0307歌舞伎鑑賞教室 舞台上の事故リスク対策表

変更箇所一赤字、及び人身に関わる項目のみに編集

令和3年6月29日

制作部舞台監督美術課

場面	演出内容	発生の恐れがあるリスク	リスクを負う可能性 がある役名・人物	現状の防止対策・状態	担当・管理	備考
解説	スッポン	昇降機構の停止	狐、狐忠信	・毎朝起動チェック	舞台課 舞台監督	
河連法眼館の場	黒三段乗り込み	頭部の打ち付け	忠信	・屋体下導線確保 ・必要に応じ緩衝材等設置 ・手元明かり設置	舞台監督 大道具	
河連法眼館の場	黒三段の出	頭部の打ち付け	忠信	・正面切面部分は布地 ・事前注意、声かけ	舞台監督 大道具	
河連法眼館の場	ロープ海老反り	綱元ロープの外れ、ロープ破断	忠信	・開演前動作確認 ・きっかけ時に屋体下綱元付近に大道具要員待機	舞台監督 大道具	
河連法眼館の場	下手二重へ足掛け上がる	足掛りの破損	忠信	・開演前動作確認、必要に応じ補強追加	舞台監督 大道具	
河連法眼館の場	下手正面へ足掛け上がる	足掛りの破損	狐忠信	・開演前動作確認、必要に応じ補強追加	舞台監督 大道具	
河連法眼館の場	欄干渡り	足場のぐらつき、きしみ	狐忠信	・開演前動作確認、必要に応じ補強追加	舞台監督 大道具	
河連法眼館の場	下手柴垣飛び込み	開口部開かず衝突	狐忠信	・開演前動作確認 ・横開き仕様へ変更に伴い忠信本人でも開口可能	大道具 舞台監督	
河連法眼館の場	緑下への移動	頭部の打ち付け	狐忠信	・屋体下導線確保 ・必要に応じ緩衝材等設置 ・手元明かり設置	舞台監督 大道具	
その他	竹本床階段上り下り	階段から転落	竹本、舞台事務所	・6/17検証のち階段メンテナンス実施	舞台課 舞台監督	

リスク対応表の例

令和3年3月26日、放送・芸能等にかかわる各団体に対して関係省庁から発出された「芸能従事者の就業中の事故防止対策等の徹底について」を参照すると、「フリーランスを含めた芸能従事者の就業中の事故防止対策等を徹底するため」制作管理を行う者が取り組むべき安全衛生対策として、「1. 計画段階における安全性の検討」「2. 現場における災害防止措置」「3. 安全衛生に関する対策の確立等」の3項目が提示されています。中でも、「2. 現場における災害防止措置」のうち「(2) 演技、撮影、照明塔の作業における危険の防止」では、次のように示されています。

- ・演技、撮影、照明等の作業の方法については、防護設備又は保護具の必要性、演技者、撮影者等の技能レベルに応じた演技速度の調整、訓練又は練習の必要性を検討し、安全な方法により作業を実施すること。

国立劇場では、出演者の安全を守るため、リスク対応表においてリスクが生じる恐れがあるとされた演出内容については、物理的な安全対策を徹底するとともに、十分な技量を持った出演者を配し、熟練度を上げるための稽古日程を十分設けたうえで上演につなげるよう、制作担当の職員とも連携しながら対策を実施しています。

第5章 舞台美術

1 舞台美術業務について

【舞台面の美的表現の一つ】

舞台美術とは観客席から見える舞台の美術（装置）のことです。舞台美術は純粋芸術の絵画、彫刻のようにそれ自体として成立するものではなく、総合芸術である舞台芸術を構成する一要素です。戯曲の指定するある一つの環境・場面を創造し、演劇の他の要素（戯曲、演出、演技、照明、衣裳、音響効果等）との協力により一つの舞台芸術を形作ります。



平成2年11月公演『紅葉狩』舞台写真

【舞台美術の構成（大道具と小道具）】

舞台美術には大道具と小道具があります。端的に言えば、大道具は不動産、小道具は動産と分けることができます。例外はありますが、引越しの際に例えると、置いていく物は大道具、持っていく物が小道具といった認識です。

なお大道具、小道具という名称は、物そのものを指す場合とその物を管理・操作する職人の職種を指す場合とがあります。

【さまざまな大道具】

大道具の代表的なものは、城・寺・神社・屋敷・農家・町屋などの家屋（不動産）ですが、ほかにもさまざまな背景が大道具を構成しています。

【例】風景（海・山・野面^{のづら}）、庵、堀

竹藪、松の立木、桜・紅葉・菊などの造花類

燈籠、切り株、手水鉢^{ちょうずばち}、石地蔵

木戸、枝折り戸、陣門

月、雨、雪

暖簾、滝幕、波幕、道具幕などの小裂類

薄縁、地拵などの敷物類

所作舞台、雛壇、山台 etc.



松大木裏面（大道具）

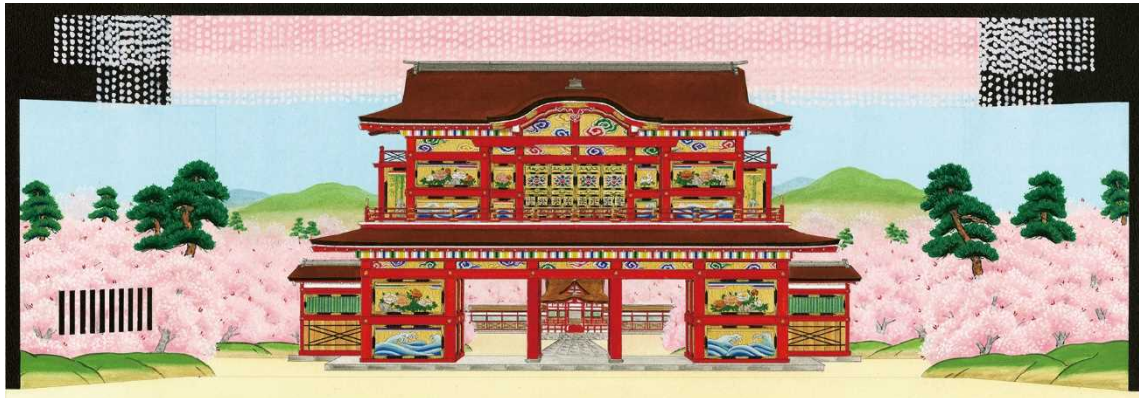


手前の造花（小道具）・奥の菊（大道具）

桜・紅葉などの造花の中でも、芝居中に役者が一枝を折って手に持つことがあれば、その一枝は小道具の扱いになります。

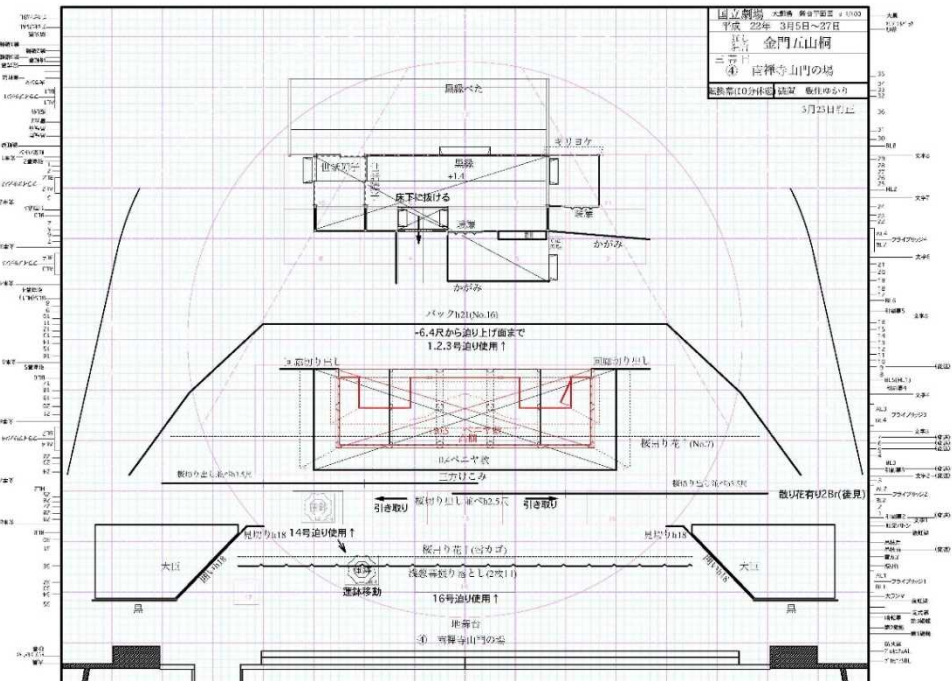
（1）舞台美術業務の流れ

舞台美術の仕事は、大道具のデザインが主体です。国立劇場・国立文楽劇場で行う主催公演（歌舞伎・文楽・舞踊・声明・雅楽・民俗芸能・琉球芸能などの伝統芸能公演・年間約 45 公演）及び貸劇場の公演においても技術協力の依頼がある場合は、大道具デザインに携わり、大道具の設計図にあたる道具帳どうぐちょうの描画と平面図の作成を行います。道具帳は絵の具を使って手作業で彩色し、平面図は CAD（コンピューターの設計システム）を使って作成します。



『きんもんごさんのまきり』「金門五山桐」南禅寺山門の場」道具帳

「道具帳」とは舞台を客席から見た時の大道具の絵面で、歌舞伎では縮尺 1/50、文楽では縮尺 1/40 で描きます。「平面図」は舞台を真上から見た時の大道具配置を記す図面で、縮尺 1/100 で書きます。



『金門五山桐』「南禅寺山門の場」平面図



平成 22 年 3 月『金門五山桐』「南禅寺山門の場」舞台写真

① 大道具のデザイン－歌舞伎の場合

〈公演約2カ月前〉

【資料収集】

過去の上演資料を集め、時代・風俗考証のための資料を集めます。

国立劇場の歌舞伎公演の特徴の一つに、復活狂言があります。例えば義太夫狂言の名場面といわれながら、戦後2回しか上演されなかった『伊賀越道中双六』^{い が ごえどうちゆうすごろく}「岡崎」^{やまだ}（山田幸兵衛住家）^{こうべい すみか}や、昭和6年以来86年ぶりに復活した『伊賀越道中双六』^{い が ごえどうちゆうすごろく}「円覚寺」^{えんがくじ}などは、古典歌舞伎と違い、過去の上演資料が乏しいため、さまざまな媒体（錦絵・ブロマイド・劇評など）を参照し、大道具プランに役立ちそうな資料を集めます。



新富座 明治45年「岡崎」(山田幸兵衛住家)
ブロマイド写真



「円覚寺」錦絵

【台本を読む】

台本から道具帳製作に必要な情報を読み取ります。

季節や時間・場面の背景をくみ取り、役者の登退場も確認します。しかし、歌舞伎の台本には場面の細かい指示はなく「定式の通り」「良き所に木戸を置く」など曖昧な表現が大半です。例えば下記台本に示す赤枠内が大道具に対する指示ですが、このような少ない情報でも「鶴ヶ岡社頭兜改めの場」の背景が問題なくできあがるのは、第一に古典歌舞伎の世界に継承される「型」及び「家」の思考、第二に数多くある約束事と歌舞伎特有の美意識に各技術者が精通し、それらを共有していることの2点によります。

大序 鶴ヶ岡社頭兜改めの場

本舞台三間の間、鶴ヶ岡八幡宮。段葛の石段。後ろ二ツ引の紋を染めたる幕を張りめぐらし、左右とも同じく白張り紋附きたる幕。石の玉垣。下手に銀杏の大樹。

二重舞台真中に足利直義、金烏帽子装束にて床几にかゝり、上手に高師直、立烏帽子大紋の形にて控える。平舞台下手に唐櫃を置き、その上手に塩治判官烏帽子大紋、下手に桃井若狭之助、同じく烏帽子大紋、その他烏帽子大紋の大名大勢、半素袍の雑式二人、仕丁数名、よろしく控え居る。

ト、この見得、吉例の通り天王立下り羽にて静かに幕開く。

ト、七五三の置鼓、「東西々々」の声七ツ、下手にてよろしくあつて、床の浄瑠璃になる。

「嘉肴ありといえども食せざれば、その味わいを知らずとは、国治まってよき武士の、忠も武勇も隠るゝに、例えば星の昼見え、夜は乱れて頭わるゝ、例しをこゝに、仮名書きの、（東西声五ツ、中央）太平の世

の政事（東西声三ツ、上手にかゝる）

「頃ば暦応元年如月下旬、足利左兵衛督直義公、鎌倉に下着なりければ、在鎌倉の執事武蔵守高師直、御膝元に人を見下す権柄眼、御馳走の役人は桃井若狭之助安近、伯州の城主塩治判官高定。馬場先に幕打ち廻し、威儀を正して相詰むる。」

『仮名手本忠臣蔵』「鶴ヶ岡社頭兜改めの場」台本

【企画会議】

制作、主演俳優の意図・希望を聞き、舞台美術の方向性を決めます。

歌舞伎の狂言は時代物、世話物、生世話物、新歌舞伎などカテゴリーに分かれており、大道具にもそれぞれの特徴が色濃く出ます。新作や復活狂言では、ほかの美的要素である衣裳・かつら・小道具と合わせるためにも、どのカテゴリーの狂言として扱うかについて共通の認識を持つことが重要です。

時代物の大道具は、金や朱色などを多用した様式美の集大成ですが、世話物・生世話物は庶民の生活の描写が多く、大道具も長屋や商家を写実に描写します。新歌舞伎はより写実で、新派の大道具に近い描き方をします。



『^{よしつねせんほんざくら}義経千本桜』『^{かわつらほうげんやかた}河連法眼館の場』

時代物の屋体は金や花丸の様式的な装飾を使い、衣裳の華やかさとともに極彩色の世界を作り出します。



『^{つゆこそでわかしはちじょう}梅雨小袖昔八丈』『^{とみよしちょうしんさうぢ}富吉町新三内の場』

世話物の大道具は裏長屋の壁に「汚し」と言われる雨漏り跡のような描画を行い、粗末な雰囲気など江戸市井の暮らしをリアルに描き出します。



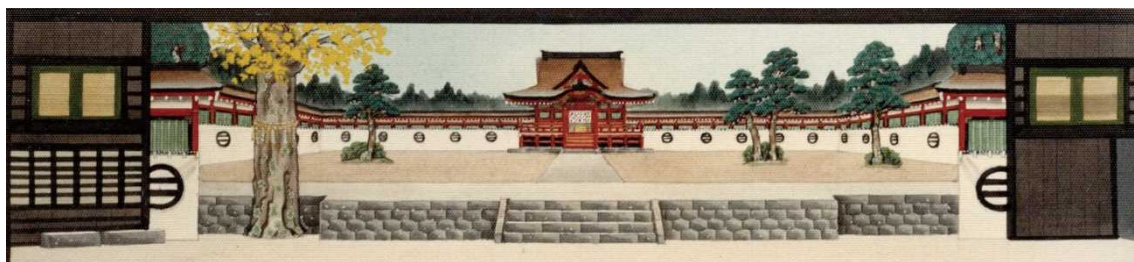
『^{げんろくちゅうしんぐら}元禄忠臣蔵』『^{おはまごてん}御浜御殿』能舞台の背面

新歌舞伎の大道具はより描写が写実になり、樹木の描き方が洋画的になります。屋体の障子の向きについて実際の家屋と同じく^{さん}棧が部屋の方に向いています。

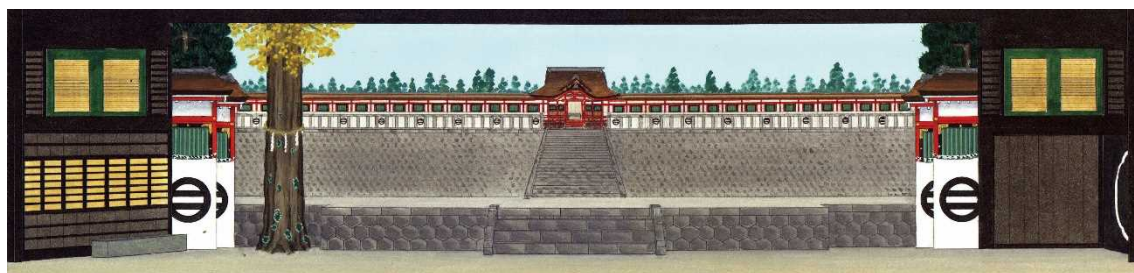
【平面図・道具帳の作成】

資料と台本を元に大道具デザインを進めます。

デザイナーによって手順は前後しますが、平面図上で役の動きを想像しながら、ラフスケッチを作成し、随時変更・加筆しながら道具帳を描きます。復活狂言のように定着した定式道具がない場合は、歌舞伎の約束事と美意識に注意しながら、一から道具帳を創造します。古典歌舞伎の定式の大道具でも、主演俳優の好みや工夫、家の型など、多少の違いがあります。その違いはあくまで基本的な枠組の中でのバリエーションであって、定式の枠を大きくはみ出すことはありませんが、基本的には公演ごとにその違いに配慮し、新規で道具帳を製作します。膨大な約束事や定式道具のバリエーションを頭に入れ、適材適所に使い分けることは、かなりの経験を必要とし、マニュアル化できない難しい部分です。



『仮名手本忠臣蔵』「大序 鎌倉鶴ヶ岡兜改めの場」江戸歌舞伎道具帳



『仮名手本忠臣蔵』「大序 鎌倉鶴ヶ岡兜改めの場」上方歌舞伎道具帳

上記は定式道具のバリエーションの例で、同じ「鶴ヶ岡社頭兜改めの場」でも江戸と上方では大道具が違います。上方歌舞伎には、文楽と共通する思考パターンが散見し、背景も文楽と似るところがあります。江戸歌舞伎より写実に表現しようとする欲求があるため、鎌倉鶴ヶ岡の社も実在の社に近くなります。対して江戸歌舞伎はどここの神社でも判を押したように同じような社が描かれます。遠近感のある回廊と遠見の社の組み合わせがパターンとなり、大きく逸脱することはあまりなく、いわゆる「定式道具」の代表格です。

〈公演約 1 カ月前〉

【俳優との打合わせ】

道具帳と平面図を俳優に確認してもらい、希望にそぐわない場合は訂正します。

【照明・舞台など他のスタッフとの打合わせ】

照明が当たりやすい位置に大道具の位置を調整するなど、照明係と場面の明かりの相談をします。大道具の内の小裂類・敷物類を管理している舞台係と共に、暖簾・^{じょうしき}上敷など場面にふさわしい品物を選別し、公演で使える状態か確認して、必要に応じて業者に発注します。また芝居で吊物機構、^{つりもの}迫り機構、廻り舞台を使用する場合も舞台係と手順を確認し、プランに無理がないか検討します。

【発注会議】

発注会議では、協力会社（大道具を製作する会社、大道具操作を行う会社、特殊美術を扱う会社）に対して必要な大道具の発注を行います。小道具の会社も同席し、大道具と小道具の釣り合いを協議し、ふさわしい物がなければ新規製作を依頼します。

打合わせ後に、協力会社から大道具の見積書とその根拠となる製作設計図面（書き抜き）が提出されますので、内容が適切かどうか査定し、舞台監督に伝えます。

〈公演約 1 週間前〉

【稽古場立ち会い】

読み合わせ～^{つけたて}附立～総ざらいとおおよそ3日～4日の稽古を見ながら、俳優の登退場の確認と大道具の変更・追加に対処します。

【道具調べ】

大道具を建て込み、舞台の所定の位置に飾り、不具合を点検します。場合によっては俳優も立ち会います。不具合がある場合は協力会社に直しや追加を指示し、舞台稽古で俳優が演技をする際の邪魔にならないように準備します。



左：仕掛けの調整

下：俳優の動線確認



『義経千本桜』「河連法眼館」の道具調べ

【舞台稽古】

必要があれば、前日にテクニカルリハーサルも行いますが、基本は2日間で2回の舞台稽古を行います。ここで初めて実際の大道具で俳優が芝居をするため、さまざまな変更、直し、追加の注文に対応します。例えば俳優の衣裳の模様と屋体の暖簾の模様が似てしまい、俳優が目立たないため暖簾を変更したり、^{ながばかま}長袴で歩く際滑りが悪く歩きにくいので、床の素材を変更したり、背景画の美的な出来不出来の確認だけでなく、多岐にわたる問題の対処にあたります。

〈初日以降〉

前日の舞台稽古で出た問題点を全て解決して、初日を迎えます。

通常2日目、3日目までには問題も出尽くしますので、公演が軌道に乗ったところで、舞台監督と舞台係に託し、美術係は舞台から離れます。

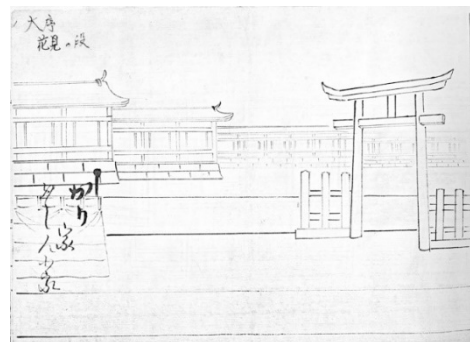
② 大道具のデザイン－文楽の場合

〈公演約2～4カ月前〉

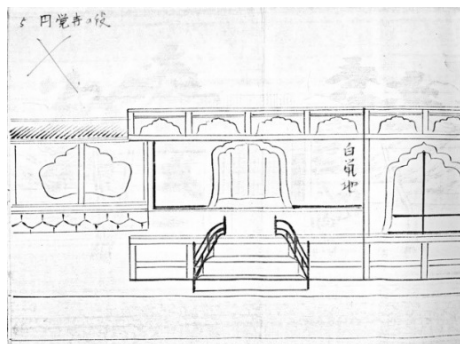
【資料収集】

過去の上演資料、時代・風俗考証のための資料を集めます。開場から55年以上が経った今では上演資料が蓄積し、視覚資料も充実しているため、プランの拠り所となる資料集めは比較的簡単になっています。しかし開場当初は「大新」や朝日座の^{だいしん}写真などから推測し、プランを立てていました。今でも新作・復活狂言がある時は、「大新」や朝日座の写真を参照することもあります。

大新『伊賀越道中双六』大道具絵



花見の段



円覚寺の段



郡山八幡宮の段

「大新」とは「文楽座 大二棟梁 新吉」が記した大道具絵（写真は明治30年代頃のもの）。現代の道具帳のように彩色はしておらず、墨書きの絵図。舞台美術デザイナーという職種が確立する前は、大道具の棟梁がどのような美術にするかの知識を持ち、決定し、簡単な絵を描いていました。

ゆかほん
【床本を読む】

床本から大道具製作に必要な背景を読み取ります。

歌舞伎の台本と違い、床本は義太夫節の詞章を書いた本のため、場面の説明を特記していません。義太夫節の所々の「頃は暦応元年二月下旬」「鶴が岡八幡宮御造営成就し」などの言葉を拾いだし、季節・時間・場所を特定して、情景を紡いでいきます。

大序 鶴が岡兜改めの段

嘉肴ありといへども食せざればその味を知らずとは、国治まつてよき武士の忠も武勇も隠るるに、たとへば星の昼見えず夜は乱れて現はるる
ためしをこゝに仮名書きの太平の代の政。頃は
暦応元年二月下旬。足利將軍尊氏公、新田義貞を討ち亡ぼし、京都に御所を構へ、徳風四方にあまねく、万民草の如くにて靡き従ふ御威勢。国に羽をのす鶴が岡八幡宮御造営成就し御代参として御舎弟足利左兵衛督直義公、鎌倉に下着なりければ
在鎌倉の執事高武蔵守師直、御膝元に人を見下ろす権柄眼
御馳走の役人は桃井播磨守が弟若狭助安近伯州の城主塩治判官高定。馬場先に幕打ち回し、威儀を正して相詰むる
直義公、仰せ出ださるゝは
「いかに師直。この唐櫃に入れ置きしは、兄尊氏に亡ぼされし新田義貞、後醍醐の天皇より賜つて着せし兜。敵ながらも義貞は清和源氏の嫡流、着棄ての兜といひながらそのまゝにも打ち置かれず。当社の御蔵に納める条、その心得あるべしとの厳命なり」と宣へば
武蔵守承り
「これは思ひも寄らざる御事。新田が清和の末なりとて、着せし兜を尊敬せば、御旗下の大小名、清和源氏はいくらもある。奉納の儀と遠慮なく言上す
「イヤさやうにては候ふまじ。この若狭助が存ずるは、これはまつたく尊氏公の御計略。新田に徒党の討ちもたらされ、御仁徳を感心し、攻めずして降参さする御方便と存じ奉れば、無用との御評議、卒爾なり」

『仮名手本忠臣蔵』「鶴が岡兜改めの段」床本

【美術打合わせ】

制作、人形遣いの意図・希望を聞き、舞台美術の方向性を決めていきます。

【平面図・道具帳の作成】

文楽の世界では、それぞれの演目で主役を務める人形遣い（主遣い）の意図が大道具に強く反映されます。歌舞伎のような「定式道具」も存在しますが、個々の好みや工夫も多く、公演のたびに新規で道具帳を製作します。歌舞伎との大きな違いは大道具の大きさで、人形が人間のおよそ7割～8割の大きさでできているため、建具や屋体も小さくデザインします。文楽特有の決まった寸法があり、それに当てはめてデザインしていきます。人形の首（人形の頭部）も小さいため、歌舞伎のようなダイナミックな様式美はそぐわない場合があります。控えめな模様や淡い色目など、人形が引き立つような配慮が必要となります。また人形浄瑠璃文楽は、大阪で生まれ、育まれた芸能のため関西を舞台にした演目が多く、関西地方の山並みや寺社への思い入れが強い傾向にあります。そのため背景の描写にもこだわり、例えば生駒山らしい山並み、天王寺までの距離感などの土地勘や馴染みがあるだけに、それらの表現には正確性を求められます。



『仮名手本忠臣蔵』「大序 鶴が岡兜改めの段」文楽道具帳

先に記した歌舞伎の道具帳のうち上方歌舞伎と似て、写實的に表現しようとする意図が文楽にはあります。文楽はさらに太夫が語る内容を尊重する傾向があり、例えば「頃は暦応元年二月下旬」の季節に合わせるべく紅葉した銀杏ではなく、若葉が茂った銀杏を描きます。対して歌舞伎は銀杏らしさ、様式美を追求し、鮮やかな黄色の葉が茂った銀杏の大木を置きます。

〈公演約1カ月前〉

【人形遣いとの打合わせ】

道具帳と平面図を主な人形遣いに確認してもらい、希望にそぐわない場合は訂正します。

【照明・舞台・小道具など他スタッフとの打合わせ】

照明・舞台は歌舞伎と同じですが、小道具は歌舞伎と違い、国立文楽劇場内部に担当係があり、大道具と小道具の釣り合いを協議し、演目にふさわしい物を一緒に選定します。

【発注会議】

協力会社（大道具を製作する会社及び大道具操作を行う会社）に対して必要な大道具等の発注を行います。

打合わせ後に協力会社から大道具の見積書とその根拠となる製作設計図面（書き抜き）が提出されますので、内容が適切かどうか査定し、舞台監督に伝えます。

〈公演3日前〉

【道具調べ】

舞台に大道具を飾り、不具合を点検し、照明を当てて、舞台稽古に備えます。

【舞台稽古】

必要があればテクニカルリハーサルも行いますが、基本は2日間の内にそれぞれの演目につき1回の舞台稽古を行いながら、芝居に合わない大道具の直しをします。文楽は稽古場での稽古もないため、事前の準備が重要となります。

〈初日以降〉

歌舞伎に同じ。

③ 大道具の公演資料の作成と保存管理

初日の後、上演時の大道具の詳細な記録を残します。

近年は、映像技術の発達で簡単に過去の公演を観ることができるようになってきました。しかし映像記録は客席からの視点のため、次回の大道具製作には足りない情報があります。それらを補うため大道具の細部をいろいろな角度から写真に撮り、将来の公演に役立てています。道具帳はスキャンし、データと実物を残し、平面図には変更点、追加点の注意書きを加え、保存しています。

平成6年以降、公演資料のデジタル化が進んでおり、資料の検索・再利用がスムーズになり、道具帳作成の作業効率が格段に上がっています。



金門五三桐-下手から



金門五三桐-裏から



金門五三桐-上手から

正面だけでなく、脇や裏から撮影し、記録に残します。デザインの記録だけでなく、裏の様子は映像記録ではわからない俳優の動線の記録になります。

④ 外部舞台美術デザイナーとの調整

歌舞伎の演目の中には、作品と美術デザイナーがセットになっているものがあります。例えば『元禄忠臣蔵』の伊藤熹朔氏・中嶋八郎氏、『曾根崎心中』の長坂元弘氏、『御ご撰せん勸進帳』の鳥居清忠氏などです。

そのような演目を上演する際、国立劇場の美術係は、ほかのスタッフと外部美術デザイナーとの間に入り、各種調整・連絡役を担います。道具帳と平面図の作成は外部美術デザイナーが行いますが、発注会議の補助から稽古場、初日までの立ち会いは美術係が行います。

(2) 舞台美術スタッフ

舞台美術係の職員は5名です（令和4年6月現在）。1公演を1人が担当しますが、大きい公演はサブ担当をつける場合もあります。10月以降の歌舞伎公演は業務量がかかり多いのですが、基本的に1人で行います。

(3) 公演種別

① 主催公演

年間45公演程度（文楽劇場の公演を含む）です。

② 貸劇場公演

技術協力の依頼がある場合に携わり、年に3、4本程度です。

(4) 舞台美術業務の次世代への継承

大道具スタッフとコミュニケーションを取ることが、一番大事ですので、最初の1年は大劇場に6カ月、小劇場に6カ月、舞台課と一緒に舞台研修という形で定式道具や毛もう氈せんの準備など、基礎となることを覚えます。2年目で先輩職員の補佐について道具帳や平面図の描き方などを学び、3年目からは道具帳を描く作業を増やしていきます。まずは一つの場面から、やがて一つの公演全体を任せるようにします。例えば『素浄すじょう瑠璃るりの会』のように屏風と山台だけを用意する簡単な公演から始め、こうした短期公演を通じて舞台係、大道具、照明との連携をとることも覚えます。文楽の公演は道具帳を描く練習が数多くできるので、続いて文楽公演を担当、その後研修発表会や歌舞伎の鑑賞教室など場面数の少ない公演、そしてさらに大きな公演を担当して、さまざまなバリエーションを覚えていきます。

国立劇場は復活狂言や新作狂言があるのが特徴ですので、多くの引出しが求められ、一人前になるには、少なくとも10年くらいかかります。

2 舞台美術業務における安全対策

舞台美術係は演出面だけでなく、公演が安全に行われるよう、多方面に配慮したデザイン・設計を行っています。

例えば出演者の移動スペースが充分に取れるように大道具を配置したり、高所での演技が必要な場合、落下防止柵をデザインの一部分として組み込んだり、万が一落下した場合に備えて衝撃吸収マットを敷くためのスペースを設けたりします。また、転換の手順、時間に無理が無いようにスタッフの配置を考慮した設計をします。大道具に重量物がある場合、設置位置・重量など舞台機構に負荷がかからないように位置やデザインの調整をします。

以上のようにデザインの段階で考え得るリスクを避け、出演者・スタッフ・舞台機構の安全と舞台演出の両立を心がけています。

第6章 伝統芸能の舞台と安全

国立劇場は伝統芸能を保存・振興するために設置された劇場として、優れた舞台づくりを目指しています。同時に、舞台の安全を守るための方策についても、時代に即した検討と実践に取り組んでいかなければなりません。

「伝統」は、ともすれば古くから続いてきたあり方を墨守するものであると思われがちです。しかし、今を生きる人々の感性に訴える舞台を創造するため、伝統芸能は常に進化しています。伝統芸能の舞台運営においても、旧来どおりの作業方法を踏襲するのではなく、現代の基準に合うように変わって行かなければなりません。上演を支える全ての人々が安心して働ける現場であり続けるために、伝統芸能が持つ趣を十分尊重しつつも、最新の法令や安全基準に目配りを行い、「安全第一」を軸に作業環境・作業方法を見直すことが大切です。もちろん、舞台の現場で働く一人一人の安全意識も常に更新していく必要があります。

本章では、現在の国立劇場大劇場、小劇場における安全のための取組をご紹介します。これからも安全対策の技術向上や法令の見直しが実施される毎に見直し、改善していかなければなりません。あくまでも現在の取組として参考にしていただければ幸いです。

1 舞台の安全管理体制

独立行政法人日本芸術文化振興会は、伝統芸能の保存及び振興等を図る目的のもと、国立劇場大劇場、国立劇場小劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場の各劇場を自ら運営しています。どの劇場でも、開場以来、劇場専属の舞台技術系職員（舞台・照明・音響・舞台監督・舞台美術）が中核となり、舞台機構・照明／音響設備を含む舞台設備の運用・維持・管理や、主催公演の運営・デザインを担ってきました。

舞台技術系職員は日々、出演者・委託業者の方々や制作担当などの職員をはじめ数多くの人々とともに、伝統芸能の舞台を創り上げています。舞台では、公演スケジュールに合わせた時間的制約の中で、大がかりな舞台装置や舞台機構が稼働し、同時進行で複数の作業が行われます。たった一人の不注意やミスによって、公演の進行に支障を来すだけでなく、人身に関わるような重大事故が発生する可能性もあります。

このように、①職員・出演者・委託業者を含む多くの人々が、②同じ舞台上で、③同時に、④異なる仕事を行う舞台の現場は、①複数の専門業者が、②同一の場所で、③同時に、④異なる作業を行う建設現場に近い状況といえます。そこで、独立行政法人日本

芸術文化振興会では、労働安全衛生法などの法令に定められた建築現場や製造現場の安全管理体制を参考にして、舞台の安全管理体制を整備しています。

(1) 総括安全衛生管理者

労働安全衛生法では、特定の業種・規模の事業場について、次の業務を統括管理する総括安全衛生管理者を選任することを定めています。

- ・ 一 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- 二 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
- 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- 五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの。 [第10条第1項第1号から第5号]

独立行政法人日本芸術文化振興会は、「政令で定める業種・規模の事業場」に該当しないため法の適用は受けませんが、「独立行政法人日本芸術文化振興会安全衛生管理規程」に基づき、任意に**総括安全衛生管理者**を設置しています。総括安全衛生管理者の業務は、安全に関することから衛生に関することまで多岐にわたりますが、国立劇場大劇場、小劇場の舞台の安全に関しては、舞台業務・照明業務・音響業務を統括する国立劇場舞台技術部長が**総括安全衛生管理者**の責務を分任することを取り決めています。

(2) 舞台安全管理者

労働安全衛生法では、総括安全衛生管理者の選任が必要な事業場について、総括安全衛生管理者が行う各業務のうち、安全に係る技術的事項を管理する安全管理者を選任すること、とされています。

- ・ 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、安全管理者を選任し、その者に前条第一項各号の業務（省略）のうち安全に係る技術的事項を管理させなければならない。 [第11条第1項]

前述の通り、独立行政法人日本芸術文化振興会は、設置が義務づけられている業種・規模には該当しません。しかし、舞台の安全対策を強化する観点から、労働安全基準法

における「安全管理者」の職務を参照しつつ、これに準ずる立場として、独自に**舞台安全管理者**を設けています。

舞台運営は、劇場施設のサービス基盤にあたる「舞台機構・照明／音響設備の管理・運用に関わる業務」と、劇場施設で行われる「公演の運営に関わる業務」に大きく分けることができます。国立劇場大劇場、小劇場では、その双方の業務を、舞台機構＝舞台係、楽屋施設・設備＝楽屋係、舞台照明設備＝照明係が、舞台音響設備＝音響係が、それぞれ管轄しています。舞台・楽屋業務の長である舞台課長と、照明・音響業務の長である技術課長が、国立劇場大劇場、小劇場の**舞台安全管理者**として安全管理にあたり、その下に配置された各業務の**現場責任者**（13頁参照）が現場の安全運用を担う、という体制になっています。

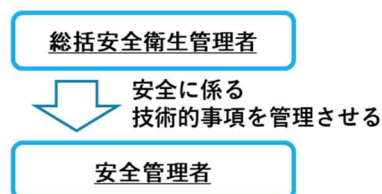
それでは、**舞台安全管理者**は具体的にどのように安全管理を行うのでしょうか。労働安全衛生規則では、安全管理者について以下のように定められています。

- ・安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- ・事業者は、安全管理者に対し、安全に関する措置をなし得る権限を与えなければならない。[第6条第1項・第2項]

舞台安全管理者は、法に定める安全管理者と同様、舞台の現場に足を運ぶとともに、現場で働くスタッフの意見を聴取し、作業環境・作業方法に危険があった場合には、①作業の禁止、②防護柵・手すり等の安全対策の計画、③安全マニュアル（作業手順書）の改正など、リスクを避けるための対策を指示します。また、経験年数等を考慮しつつ、安全管理について一定の知識と経験を有する者の中から現場責任者を選任するとともに、危険を伴う作業に際しての、①作業内容の事前説明・注意事項等の周知徹底、②作業位置や人員配置の決定、③安全保護具（墜落制止用器具・ヘルメット着用等）の確認等が、現場責任者によって十分行われるよう監督します。

また、舞台機構・照明／音響設備の保守点検は、その一部を専門業者に業務委託し、その協力のもとで計画的な整備が行われています。**舞台安全管理者**は、専門業者の意見を聴取しつつ施設整備計画を立案するとともに、施設の老朽化に伴い、随時発生する故

●特定の事業の場合



●独立行政法人日本芸術文化振興会の場合



障や不具合への対処を行い、舞台機構・照明／音響設備が常に十全に機能するよう図っています。

【 補 足 】

労働安全衛生規則における「危険を防止するために必要な措置」及び「安全に関する措置」の具体的な事項については、昭和 47 年 10 月の労働安全衛生規則の施行にあたり、労働省労働基準局長から都道府県労働基準局長に対し通達された「労働安全衛生規則の施行について」（基発第 601 号の 1）で次のように示されています。舞台安全管理者の取組と重なる部分も多いため、参考としてご紹介します。

- ・ (1) 第一項の「その危険を防止するために必要な措置」とは、その権限内においてただちに所要の是正措置を講ずるほか、事業者等に報告してその指示を受けることをいうものであること。
- (2) 第二項の「安全に関する措置」とは、法第一条第一項の規定により安全管理者が行なうべき措置をいい、具体的には、次のごとき事項を指すものであること。
 - イ 建設物、設備、作業場所または作業方法に危険がある場合における応急措置または適当な防止の措置（設備新設時、新生産方式採用時等における安全面からの検討を含む。）
 - ロ 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検および整備
 - ハ 作業の安全についての教育および訓練
 - ニ 発生した災害原因の調査および対策の検討
 - ホ 消防および避難の訓練
 - ヘ 作業主任者その他安全に関する補助者の監督
 - ト 安全に関する資料の作成、しゅう集および重要事項の記録
 - チ その事業の労働者が行なう作業が他の事業の労働者が行なう作業と同一の場所において行なわれる場合における安全に関し、必要な措置

(3) 公演安全責任者

舞台安全管理者は、「舞台機構・照明／音響設備の管理・運用に関わる業務」と「公演の運営に関わる業務」に共通する、舞台の基礎的な安全管理を行います。一方で、公演ごとの安全対策については、芸能ジャンルや上演内容に応じて個別の対応が必要です。

国立劇場大劇場では歌舞伎、国立劇場小劇場では人形浄瑠璃文楽を中心として、舞踊・

邦楽・雅楽・声明・民俗芸能ほか多種多様な伝統芸能の主催公演を実施しています。主催公演の制作は制作担当職員が担い、舞台美術担当職員が舞台装置をデザインし、舞台監督担当職員が公演全体の進行を取り仕切ります。

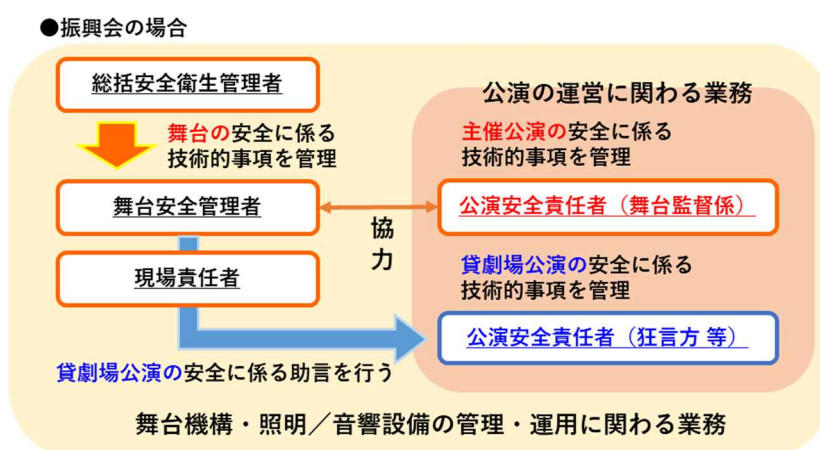
主催公演や各機構・設備の保守点検以外の日は、劇場施設を他の利用に供しており、伝統芸能の上演を中心とする貸劇場公演がさかんに行われています。それらの公演においても、舞台機構・照明／音響設備の運営は舞台・照明・音響の各担当職員が担っています。また、貸劇場公演主催者からの要望があれば、舞台監督担当職員・舞台美術担当職員が技術的な協力を行うこともあります。

主催公演では、舞台監督担当職員が本番中の舞台進行を司る総責任者です（第4章舞台監督参照）。また、伝統芸能の貸劇場公演では、狂言作者（狂言方）をはじめ、それぞれの芸能を熟知した進行役の方々が舞台進行を担います。いずれの場合においても、公演ごとに、その舞台進行を担う責任者を、舞台の安全管理体制上で**公演安全責任者**と位置づけています。

主催公演の場合には、国立劇場大劇場、小劇場の施設・設備に精通した舞台監督担当職員が**公演安全責任者**となり、演出面についてもリスクとその対策を十分検討し、リスク対応表を作成するなどして、安全対策を実施しています。

一方、貸劇場公演の場合には、ほとんどの場合、劇場内のスタッフではない方が**公演安全責任者**として舞台進行にあたります。国立劇場大劇場、小劇場での舞台進行経験が豊富な方も多いですが、劇場の施設・設備に合わせた十分な安全対策を行っていただくためにも、**舞台安全管理者**や、当該公演に担当者として携わる舞台・照明・音響業務の職員が安全に関して適切な助言を行っています。

なお、主催公演・貸劇場公演のいずれにおいても、専門性を有する委託業者の協力が欠かせません。**委託業者の責任者**を通じて相互に連携しながら、公演に関わるスタッフ全員が一丸となって安全な舞台づくりに取り組んでいます。



2 舞台の安全に関する協議

国立劇場大劇場、小劇場では、国立劇場舞台技術部に所属する**総括安全衛生管理者**(分任)・**舞台安全管理者**と、国立劇場制作部に所属する主催公演の**公演安全責任者**、貸劇場公演における劇場スタッフ以外の**公演安全責任者**、その他関係の**委託業者の責任者**が連携しながら、舞台の安全管理にあたっています。部署の異なる職員や、複数の委託業者が協力して安全対策に取り組むためには、相互協議が欠かせないため、いくつかの会議体を設けて、定期的な協議を行っています。

(1) 舞台安全保持委員会

国立劇場大劇場、小劇場だけでなく、独立行政法人日本芸術文化振興会が自ら運営する各劇場を横断して、舞台の安全に関する協議を行う会議体、独立行政法人日本芸術文化振興会国立劇場等舞台安全保持委員会（以下「**舞台安全保持委員会**」）を設置しています。「独立行政法人日本芸術文化振興会国立劇場等舞台安全保持委員会設置要項」では、**舞台安全保持委員会**で協議される内容について、次のように定めています。

- ・(1) 舞台、照明、音響及び映像の設備等の運行、保守等の業務における安全保持に関する事項
- (2) 前号の業務に従事する職員及び関係業者に対する安全教育計画の策定及び実施に関する事項
- (3) 舞台の安全保持のための舞台機構、設備等の改善に関する事項
- (4) その他委員会において必要と認めた事項 [第2条第1項から第4項]

舞台安全保持委員会は、毎年度「舞台安全管理体制名簿」を改訂して各劇場の舞台安全管理体制を整備するとともに、各劇場における事故事例・ヒヤリハットや、事故の再発防止策・安全対策についての情報共有を行い、安全対策を推進しています。このほかにも、劇場安全強化月間の実施計画や、安全マニュアルの整備等を行っていますので、以下でご紹介します。

① 劇場安全強化月間

独立行政法人日本芸術文化振興会では、毎年12月に「独立行政法人劇場安全強化月間」(以下「**劇場安全強化月間**」)を設けています。これは、日々の公演業務に取り組む中で、芸術性・演出や作業スピードを重視するあまり、安全についての意識が薄れてしまうことのないよう、毎年度時期を決めて、安全に関する認識を新たにし、対策を強化

するためです。また、舞台だけでなく、客席、ロビーなども含めて、劇場を利用するお客様、出演者、劇場スタッフ、舞台技術スタッフなど劇場に関わる全ての人々が安心して劇場を利用するとともに、安全に業務に従事することができる環境を目指して制定されました。

劇場安全強化月間の具体的な取組は、舞台安全保持委員会が毎年度計画することとなっていますが、中でもコンプライアンス（法令遵守）に関する取組に重点を置いていきます。労働安全衛生法や労働安全衛生規則をはじめ、関連する法改正に着実に対応していくため、例えば、①最新の法令や安全基準に関する知識を入手するための安全研修の開催、②第三者機関への作業環境の安全性検証の依頼ほか、組織内の法令・コンプライアンス担当室等とも連携して進める必要があります。

② 安全マニュアルの整備

国立劇場大劇場及び小劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場の各劇場では、職員・委託業者など舞台の現場で働く人々に向けた、劇場側としての安全マニュアルを整備し、舞台安全保持委員会を中心に、毎年度更新を行っています。具体的な内容は、以下のようなものです。

< 全劇場の共通項目 >

- ・舞台の安全保持についての基本方針
- ・消火器・消火栓・AED の使用法、心肺蘇生法
- ・傷病者発生時の対応フローチャート

< 国立劇場大劇場、小劇場篇 >

- ・舞台の安全管理体制図
- ・高所作業・危険作業の作業手順書
- ・火災発生時の対応フローチャート
- ・地震発生時の対応フローチャート
- ・新型コロナウイルス感染症発生時の対応フローチャート
- ・避難経路図、消火栓・消火器・AED の設置図

劇場では、職員だけでなく、関連の委託業者の方々も同じ現場で作業することから、同安全マニュアルは、一つの舞台で働く全員が、共通の安全知識を持って作業にあたることを目的として作成されています。全劇場の共通項目として、安全作業・防災のための基本的な内容を記載し、各劇場篇では、劇場ごとの安全管理体制、作業手順書（作業マニュアル）、火災、震災、感染症その他の非常事態に際してのフローチャート等を一

度に確認できる構成となっています。

年度ごとの改訂に際しては、コンプライアンス（法令遵守）を前提としつつも、実際の作業に即して有用なものとなるよう、現場の運用と照らし合わせつつ、内容を精査しています。

（2）舞台整備会議ほか

「舞台機構・照明／音響設備の管理・運用に関わる業務」に関連して、国立劇場大劇場、小劇場では、夏季と冬季の年2回、集中的に施設・設備のメンテナンスを行う舞台整備期間を設けています。舞台整備期間においては、複数の専門業者が入り、保守点検や整備、工事・作業を行います。各作業場所・作業時間の重複等により、安全上、作業進行上、支障が生じることのないよう、舞台整備期間の作業については一覧表を作成し、各部署で共有します。重複等が生じた場合には、相互協議を行い、全ての作業が安全に、円滑に行われるよう調整します。

新型コロナウイルス感染症が拡大する以前は、舞台整備期間の作業に関わる職員及び専門業者が一堂に会して、**舞台整備会議**を開催していました。令和2年度以降、感染症の状況を鑑みて対面開催は実施できていません（令和4年6月現在）が、実地で作業に入る前に、作業者が相互に同じ場所で行われる作業の内容を把握することは、引き続き重要であると考えています。

一方、「公演の運営に関わる業務」に関連して、主催公演では、発注会議やスタッフ会議等の機会（58頁参照）を捉えて、公演安全責任者（舞台監督担当職員）を中心に、演出や作業内容についてのリスクアセスメントを行い、対応表を取りまとめます。また貸劇場公演では、演出で舞台機構を使用する場合に、安全確保の観点から、主催者に対し、①舞台系の職員の指示に従うこと、②舞台稽古等で確認した通りに舞台進行等を行うこと（本番での急な変更を避けること）、③十分に余裕のあるスケジュールで行うこと、などをお願いしています。

加えて、公演前に行われる**貸劇場公演打合わせ**の際に、主催者側の公演安全責任者の方と劇場側の現場責任者等が舞台進行について十分協議することで、リスク低減に努めています。

3 舞台の安全教育

舞台の安全を守るためには、物理的な安全対策に加えて、作業に携わるスタッフ一人一人が、舞台の安全に対する正しい知識を持つことが不可欠です。

伝統芸能においては、「見て盗む」と言われる通り、実地に経験を積み、勘を養うことが重要であるという発想が主流を占めてきました。経験を重ね、知見を深めることはもちろん非常に重要ですが、舞台の安全に関しては、経験や勘のみに頼るのではなく、制度的に教育を行うことが必要です。

国立劇場大劇場、小劇場では、舞台技術職員の入職時に、OJTに加えて、安全マニュアルに基づく雇入時の労働安全衛生教育を実施しています。国立劇場の職員として求められる安全意識について理解するとともに、火災、震災、感染症その他の非常事態に際して、避難経路や報告体制等を含めて、どのように対処すべきかを網羅的に知るうえで有用なテキストとなっています。

入職後も、段階に応じて安全管理の知識を深めるため、KY活動（危険予知活動）・リスクアセスメントに関する外部研修会を受講するほか、他の公共劇場等で行われる安全に関する各種研修にも積極的に参加し、その成果をフィードバックしています。また、厚生労働省が定める足場の組立等作業従事者技能講習／フルハーネス型墜落制止用器具の使用に係る特別教育については、**舞台安全保持委員会**で舞台技術系全職員の受講状況を把握し、未受講者については順次受講ができるよう取組を進めます。なお、主催公演に携わる制作担当者にも特別教育の受講を勧奨し、企画立案の段階から安全に配慮した公演制作が可能となるよう努めています。以上のような観点から、国立の劇場として、外部へ向けた舞台安全研修の実施についても検討しています。

安全管理に限るものではありませんが、舞台技術においては、知識や経験に見合った人員配置が大変重要です。その人の経験値にふさわしい役割を担い、教育を受けながら次の役割にステップアップするという人の育ち方／育て方を行う教育プログラムを整備し、効率的に技能向上を図る必要があります。

4 伝統芸能と安全のこれから

現在、国立劇場大劇場、小劇場では、黒色ないし紺色のTシャツ／ポロシャツ、同色の作業ズボン、ジャンパーという動きを妨げない洋装を基本的な作業着としていますが、歌舞伎や文楽の公演において、観客席から見える舞台上の作業（定式幕の開閉や、花道上への所作台設置など）については、国立劇場の紋章である「楽天女」の紋を入れた黒衣に裁着袴くろご たっつけばかまという伝統的な大道具方の装束で行うこととしています。音響スタッフが擬音効果道具を扱う際にも同様に、黒衣を着用します（35頁参照）。

また、舞台は原則として土足での立ち入りが禁止されています。旧来、伝統芸能の舞台作業は、足袋たびを履いた上に、雪駄せったと呼ばれるかかとのない履物を着用して行われてき

ました。歌舞伎や日本舞踊で用いられる所作台（5頁参照）は汚損しやすく、また「檜舞台」という言葉に象徴されるように、大切に扱うべきものであるとの認識から、所作台に上がる際には履物を脱ぎ、足袋のみで作業することが通例となっており、脱ぎ履きの利便性から、かかとのない雪駄が好まれたという背景があります。また、歌舞伎の屋内での作業を行う場合も、汚損を防ぐため、同様に足袋での作業が基本となります。

一方、労働安全衛生規則第558条第1項では「事業者は、作業中の労働者に、通路等の構造又は当該作業の状態に応じて、安全靴その他の適当な履物を定め、当該履物を使用させなければならない。」と定められています。釘等の踏み抜きや、高所で足を滑らせての墜落といったリスクを避けるため、現在の国立劇場大劇場、小劇場では、仕込み・ばらしほか観客の目に触れない作業時は、雪駄ではなく安全靴の着用を基本とし、やむを得ない場合に限定して安全靴を脱ぎ、足袋で作業することとしています。そのほかにも、作業ごとの実態に合わせてきめ細かく「適当な履物」を取り決め、周知徹底しています。

所作台については、表面にささくれや傷、凸凹があると、出演者が上演中につまずく、足を怪我するといったリスクが生じることから、表面を傷つけやすい、重量感のある高所作業車等は載せられません。そのため、作業が必要な場合には脚立を使用することとなりますが、各段に滑り止めテープを設置する、天板昇降禁止標識を取り付ける、2m以上の高さがある脚立の上部にはスリングベルトで安全ブロックを設置し、2m以上の位置で作業する場合には墜落制止用器具に安全ブロックのフックを取り付けて行うなど、対策を講じた上で安全に使用できるよう図っています。

こうした物理的な安全対策に加え、舞台で働く人々の安全や健康等への配慮から、公演スケジュールについても改善を進めています。歌舞伎や文楽等の長期公演において20日以上にわたる上演期間に休みなく毎日公演を行うことが慣例となっていました。現在では期間中に休演日を1日または2日設けています。また、主催公演のための準備にあたる仕込みから舞台稽古のスケジュールが過密になることのないよう、1日でまとめて行うのではなく、仕込み日と舞台稽古日を分けて、長時間労働を避けるとともに、焦りや急ぎから生じるリスクを低減しています。

公演本番においても、舞台転換等の上演中の作業など、決められた公演スケジュールに合わせて慌てて作業をすると、怪我や事故のリスクが高まります。現在は、新型コロナウイルス感染症対策として密を避ける観点からも、演目ごとに幕を閉めて行う演目の場合は、十分な幕間（演目と演目の間の時間）をとることとしています。出演者・スタッフが密集しないよう相互に注意しながら進行することを取り決めています。

現在の国立劇場大劇場、小劇場は、令和5年秋に閉場し、再開場に向けた準備期間に入ります。作業環境についても、これまでとは大きく変化していくことが予想されますが、劇場安全強化月間の実施／安全マニュアルの改訂を通じて、最新の法令や安全基準、事故・ヒヤリハット等の事例を参照し、作業方法・作業環境を不断に見直しながら、伝統芸能の舞台づくりを続けていきます。

これからも、伝統芸能の上演を支えるすべての人々が心をひとつにして働ける舞台を目指して、安全への取組を進めていきたいと私たちは考えています。

改訂版

国立劇場の舞台技術

—伝統芸能の上演のために—

令和2年3月1日 初版発行

令和4年6月30日 改訂版発行

写 真 二階堂 健

国立劇場舞台技術部

国立劇場制作部

監 修 大和田 文雄

(独立行政法人日本芸術文化振興会 理事)

編 著 国立劇場舞台技術部

国立劇場制作部

執筆協力 阿部 さとみ

協 力 中央労働災害防止協会

発 行 独立行政法人日本芸術文化振興会

〒102-8656 東京都千代田区隼町 4-1

電話 03-3265-7411

<https://www.ntj.jac.go.jp>

本書掲載の文章・写真・図面等の無断転載を禁じます。